

第五十八回 参議院 社会労働委員会 會議録第五号

昭和四十三年三月十九日(火曜日)
午前十時二十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

山本伊三郎君

鹿島 俊雄君

黒木 利克君

大橋 和孝君

委員

紅露 みつ君

山下 春江君

山本 杉君

横山 フク君

杉山善太郎君

藤原 道子君

小平 芳平君

中沢伊登子君

政府委員

厚生政務次官

厚生大臣官房長

厚生省医務局長

厚生省保険局長

社会保険庁医療

保険部長

事務局側

常任委員会専門

員

大蔵省主計局主

計官

辻 敏一君

中原 武夫君

本日の会議に付した案件

○社会保障制度に関する調査

(国立療養所の特別会計繰入れ問題に関する件)

(健康保険臨時特例法施行後の諸問題に関する件)

○委員長(山本伊三郎君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

社会保障制度に関する調査を議題といたします。

まず、国立療養所の特別会計繰入れ問題に関する件について質疑を行います。

御質疑のある方は御発言をお願いします。

○大橋和孝君 きょうは、国立療養所の特別会計移管について一、二質問をさせていただきます。

このたび特会に移行するというわけでありまして、そういうことになる動機を私はどうも疑問に思っています。

このたび特会に移行するというわけでありまして、そういうことになる動機を私はどうも疑問に思っています。

このたび特会に移行するというわけでありまして、そういうことになる動機を私はどうも疑問に思っています。

このたび特会に移行するというわけでありまして、そういうことになる動機を私はどうも疑問に思っています。

このたび特会に移行するというわけでありまして、そういうことになる動機を私はどうも疑問に思っています。

このたび特会に移行するというわけでありまして、そういうことになる動機を私はどうも疑問に思っています。

このたび特会に移行するというわけでありまして、そういうことになる動機を私はどうも疑問に思っています。

このたび特会に移行するというわけでありまして、そういうことになる動機を私はどうも疑問に思っています。

このたび特会に移行するというわけでありまして、そういうことになる動機を私はどうも疑問に思っています。

このたび特会に移行するというわけでありまして、そういうことになる動機を私はどうも疑問に思っています。

このたび特会に移行するというわけでありまして、そういうことになる動機を私はどうも疑問に思っています。

願いをしながら進んできたわけでありまして。そういう観点からいえば、むしろいまのまの一般会計で国がもう少し金を入れていくというのがあたりまえではないかと、こう考えるわけでありまして、それができないから今度の特会に持ってきて、こういうふうな考え方は、私は、頭から考え方が間違っているんじゃないかというふうに考えるわけでありまして、その問題について一体どういうふうにかえられて特会にしたいとおっしゃるのか、そのところがどう考えてもどっちから考えても納得がいかないもので、ひとつ納得のいくように説明してもらいたいと思います。

○政府委員(若松栄一君) このたび特別会計に移行するということをお願いしてございますけれども、この問題は、実は、数年前から私も事務当局のほうでは相当深刻に検討をいたしました問題でございます。結核の医療というものは国民医療の中で非常に重要なものであり、また、結核患者に対しては相当なめんどうを見なければならぬということはお話しのとおりでございますけれども、一面、国立の医療機関としての国立療養所というものは、御承知のように、戦後におきまして、傷痍軍人療養所であるとか、あるいは陸海軍病院であるとか、あるいは医療団の施設等を一括国に移管いたしました。国がそれを引き継いで運営したという実態がございます。この施設設備というものはきわめて老朽の著しいものでございまして、近時における進歩した医療を担当するには全くふさわしくないような設備施設に成り下がっております。それに対しまして、一般の医療機関は、いろいろな方面の社会的あるいは個人的な投資によりまして近代化が進められておりましたので、その結果といたしまして、戦後二十年間で国立療養所というものと一般の医療機関の間の施設設備の格差というものはきわめて大きなものになってしまいました。

結核医療それ自体も、このような粗末な医療機関でやっていくということについてはいろいろ不便がございます。また、一方、結核患者も確かに減少しております。しかし、一面、結核医療以外に、精神の医療、あるいは重度の心身障害児あるいは交通関係の傷害に基づくリハビリテーション云々という新しい長期慢性的な医療の要求というものが非常に高まっております。このような医療も一般医療機関でやるということについては、かなり困難が伴います。したがって、国立の医療機関がこのように政策的に展開をしていかなければならない医療部門を担当するということもきわめて必要なことになってきつております。このような医療を担当いたしますにつきましても、現在のようないくつかの施設設備の現状におきましてはきわめて不満足であり、その円滑な遂行が困難でございます。そういうような意味で、いろいろな意味で国立療養所の体質の転換、あるいは使命の転換、またそれに伴います施設の充実というふうなものが必要になってまいりますので、従来から相当な社会的な投資を行なってきたけれども、遺憾ながら一般会計予算におきましては財政的な面からも大幅な資金を投入するということもきわめて困難でございます。これは事実上困難であったわけでございます。

一方、国立病院におきましては、そのような困難の一部を打開するために、数年前から借入金等の制度を導入いたしまして設備の近代化等をはかってまいりました。これも相当急速に設備が改善されてまいりました。そういうような事例から見ましても、国立療養所の急速な整備をするということは、単年度予算主義の一般会計のもとではきわめて困難であり、やはり長期的な先行投資と

願いをしながら進んできたわけでありまして。そういう観点からいえば、むしろいまのまの一般会計で国がもう少し金を入れていくというのがあたりまえではないかと、こう考えるわけでありまして、それができないから今度の特会に持ってきて、こういうふうな考え方は、私は、頭から考え方が間違っているんじゃないかというふうに考えるわけでありまして、その問題について一体どういうふうにかえられて特会にしたいとおっしゃるのか、そのところがどう考えてもどっちから考えても納得がいかないもので、ひとつ納得のいくように説明してもらいたいと思います。

○政府委員(若松栄一君) このたび特別会計に移行するということをお願いしてございますけれども、この問題は、実は、数年前から私も事務当局のほうでは相当深刻に検討をいたしました問題でございます。結核の医療というものは国民医療の中で非常に重要なものであり、また、結核患者に対しては相当なめんどうを見なければならぬということはお話しのとおりでございますけれども、一面、国立の医療機関としての国立療養所というものは、御承知のように、戦後におきまして、傷痍軍人療養所であるとか、あるいは陸海軍病院であるとか、あるいは医療団の施設等を一括国に移管いたしました。国がそれを引き継いで運営したという実態がございます。この施設設備というものはきわめて老朽の著しいものでございまして、近時における進歩した医療を担当するには全くふさわしくないような設備施設に成り下がっております。それに対しまして、一般の医療機関は、いろいろな方面の社会的あるいは個人的な投資によりまして近代化が進められておりましたので、その結果といたしまして、戦後二十年間で国立療養所というものと一般の医療機関の間の施設設備の格差というものはきわめて大きなものになってしまいました。

結核医療それ自体も、このような粗末な医療機関でやっていくということについてはいろいろ不便がございます。また、一方、結核患者も確かに減少しております。しかし、一面、結核医療以外に、精神の医療、あるいは重度の心身障害児あるいは交通関係の傷害に基づくリハビリテーション云々という新しい長期慢性的な医療の要求というものが非常に高まっております。このような医療も一般医療機関でやるということについては、かなり困難が伴います。したがって、国立の医療機関がこのように政策的に展開をしていかなければならない医療部門を担当するということもきわめて必要なことになってきつております。このような医療を担当いたしますにつきましても、現在のようないくつかの施設設備の現状におきましてはきわめて不満足であり、その円滑な遂行が困難でございます。そういうような意味で、いろいろな意味で国立療養所の体質の転換、あるいは使命の転換、またそれに伴います施設の充実というふうなものが必要になってまいりますので、従来から相当な社会的な投資を行なってきたけれども、遺憾ながら一般会計予算におきましては財政的な面からも大幅な資金を投入するということもきわめて困難でございます。これは事実上困難であったわけでございます。

一方、国立病院におきましては、そのような困難の一部を打開するために、数年前から借入金等の制度を導入いたしまして設備の近代化等をはかってまいりました。これも相当急速に設備が改善されてまいりました。そういうような事例から見ましても、国立療養所の急速な整備をするということは、単年度予算主義の一般会計のもとではきわめて困難であり、やはり長期的な先行投資と

願いをしながら進んできたわけでありまして。そういう観点からいえば、むしろいまのまの一般会計で国がもう少し金を入れていくというのがあたりまえではないかと、こう考えるわけでありまして、それができないから今度の特会に持ってきて、こういうふうな考え方は、私は、頭から考え方が間違っているんじゃないかというふうに考えるわけでありまして、その問題について一体どういうふうにかえられて特会にしたいとおっしゃるのか、そのところがどう考えてもどっちから考えても納得がいかないもので、ひとつ納得のいくように説明してもらいたいと思います。

○政府委員(若松栄一君) このたび特別会計に移行するということをお願いしてございますけれども、この問題は、実は、数年前から私も事務当局のほうでは相当深刻に検討をいたしました問題でございます。結核の医療というものは国民医療の中で非常に重要なものであり、また、結核患者に対しては相当なめんどうを見なければならぬということはお話しのとおりでございますけれども、一面、国立の医療機関としての国立療養所というものは、御承知のように、戦後におきまして、傷痍軍人療養所であるとか、あるいは陸海軍病院であるとか、あるいは医療団の施設等を一括国に移管いたしました。国がそれを引き継いで運営したという実態がございます。この施設設備というものはきわめて老朽の著しいものでございまして、近時における進歩した医療を担当するには全くふさわしくないような設備施設に成り下がっております。それに対しまして、一般の医療機関は、いろいろな方面の社会的あるいは個人的な投資によりまして近代化が進められておりましたので、その結果といたしまして、戦後二十年間で国立療養所というものと一般の医療機関の間の施設設備の格差というものはきわめて大きなものになってしまいました。

結核医療それ自体も、このような粗末な医療機関でやっていくということについてはいろいろ不便がございます。また、一方、結核患者も確かに減少しております。しかし、一面、結核医療以外に、精神の医療、あるいは重度の心身障害児あるいは交通関係の傷害に基づくリハビリテーション云々という新しい長期慢性的な医療の要求というものが非常に高まっております。このような医療も一般医療機関でやるということについては、かなり困難が伴います。したがって、国立の医療機関がこのように政策的に展開をしていかなければならない医療部門を担当するということもきわめて必要なことになってきつております。このような医療を担当いたしますにつきましても、現在のようないくつかの施設設備の現状におきましてはきわめて不満足であり、その円滑な遂行が困難でございます。そういうような意味で、いろいろな意味で国立療養所の体質の転換、あるいは使命の転換、またそれに伴います施設の充実というふうなものが必要になってまいりますので、従来から相当な社会的な投資を行なってきたけれども、遺憾ながら一般会計予算におきましては財政的な面からも大幅な資金を投入するということもきわめて困難でございます。これは事実上困難であったわけでございます。

一方、国立病院におきましては、そのような困難の一部を打開するために、数年前から借入金等の制度を導入いたしまして設備の近代化等をはかってまいりました。これも相当急速に設備が改善されてまいりました。そういうような事例から見ましても、国立療養所の急速な整備をするということは、単年度予算主義の一般会計のもとではきわめて困難であり、やはり長期的な先行投資と

願いをしながら進んできたわけでありまして。そういう観点からいえば、むしろいまのまの一般会計で国がもう少し金を入れていくというのがあたりまえではないかと、こう考えるわけでありまして、それができないから今度の特会に持ってきて、こういうふうな考え方は、私は、頭から考え方が間違っているんじゃないかというふうに考えるわけでありまして、その問題について一体どういうふうにかえられて特会にしたいとおっしゃるのか、そのところがどう考えてもどっちから考えても納得がいかないもので、ひとつ納得のいくように説明してもらいたいと思います。

○政府委員(若松栄一君) このたび特別会計に移行するということをお願いしてございますけれども、この問題は、実は、数年前から私も事務当局のほうでは相当深刻に検討をいたしました問題でございます。結核の医療というものは国民医療の中で非常に重要なものであり、また、結核患者に対しては相当なめんどうを見なければならぬということはお話しのとおりでございますけれども、一面、国立の医療機関としての国立療養所というものは、御承知のように、戦後におきまして、傷痍軍人療養所であるとか、あるいは陸海軍病院であるとか、あるいは医療団の施設等を一括国に移管いたしました。国がそれを引き継いで運営したという実態がございます。この施設設備というものはきわめて老朽の著しいものでございまして、近時における進歩した医療を担当するには全くふさわしくないような設備施設に成り下がっております。それに対しまして、一般の医療機関は、いろいろな方面の社会的あるいは個人的な投資によりまして近代化が進められておりましたので、その結果といたしまして、戦後二十年間で国立療養所というものと一般の医療機関の間の施設設備の格差というものはきわめて大きなものになってしまいました。

いうような資金をつぎ込んで、はじめてこの急速な整備が可能である。そういうような観点から、特別会計に移行することによって、長期的な資金を導入する。あるいは、特別会計の性格として、国立療養所が持つております自己財産の処分を自主的にやる能力を獲得する。また、経営そのものに、つきましても弾力的な運営をしていく必要がある。特に、一般会計におきましては、薬品費等におきましても、現実に医療の量が多くなりまして、そのために医療に直接必要な薬品費等の経費が不足になりまして、一般会計ではこれを簡単に補正するということもきわめて困難であります。ところが、特別会計におきましては、そのような予測しない事態に対しまして、弾力事項の適用等の操作によりまして比較的円滑にその欠点を補うことができるわけでございます。

そのようないろいろな観点から、われわれは、国立療養所を特別会計に移行して運営したほうが、より合理的、効率的に行なえるという意味で、特別会計に移行をいたす決心をいたしましたわけでございます。これは、結核医療に対する国の責任、あるいは医療それ自体の公益性というようなものに対して、何ら抵触するものではないという考え方に立っておりますので、そういう医療それ自体の本質ということよりは、どちらかというと、医療機関の整備あるいは運営の便宜というような趣旨から特別会計へ移行するということになしたのであります。

○藤原道子君 関連して、きょうは大臣が御出席でないで残念でございますが、いまの局長のお話を伺いまして納得がまいります。国立病院がかつて特会制に切りかえられますとき、昭和二十四年の五月十八日に、当時の林厚生大臣が、全国病院長を東京に招集して訓示を行なうと同時に、「特会制の利点と欠点」という文書を配付いたしております。それを拝見いたしますと、利点につきましては、

イ、人員、金銭に機動性をもつことができる。
ロ、能率をあげることが要請され、各職員がそ

の能力を発揮する。
ハ、運営が合理化され、各種統計が迅速となる。

こういふことがあげられております。欠点とい

たしましては、

二、然しながら、反面欠点がある。特別会計の最大の欠点は、収入をあげなければ運営が不可能となる結果、必然的に収入第一を目的とするようになり、そのため公的医療機関としての特色が稀薄となり、少い支出で多くの収入をあげようとするようになる。このため具体的な欠点は、

イ、診療内容が不適正となり、実質的な医療費の高騰を来す。粗悪な薬品を使用し、診療費の徴収を目的として不必要な治療を行うようになる。

ロ、収入のあがらない患者を敬遠し、難病、慢性病を敬遠しない。

ハ、治療、診断などの基礎的な研究などの業務が等閑に附され、行った場合もその費用は患者の負担となる。

ニ、災害時、伝染病流行など、公衆衛生面の活動がおろそかになる。

ホ、新設、大修繕等大きな営繕工事が困難となる。

三、以上の欠点を矯正するため、一般会計より全経費の二割五分の受け入れを予定している。ホの欠点については公共事業費として一般会計より支出を予定する。

こういふ文書が配付されております。ところが二割五分の投入どころか、漸次減少いたしました。現状は、たしか一割より支出しております。一体、厚生省の医療政策はどこに観点を置いているのか。収入をあげるとか、あるいは施設の拡充ができない、いまのような貧弱な施設では目的が達成されない、そんなことは理由になりません。公的医療機関の果たす役割は、おのずから別にあると思う。林厚生大臣がすでにこういふふうな欠点を認めていらつしやる。その欠点が、結核

の場合を考えますと、今度これをやることによってさらに悪化してくることはあたりまえじゃありませんか。これに対してどうお考えになるのか。こうした欠点を認めておいてどうなるのか。二十四年の五月十八日の会議で発言し、さらにこうした文書を配付している。局長はどうお考えになりますか。

○政府委員(若松栄一君) 二十四年に国立病院が特会に移行いたしました当時は、まずいゆるる占領行政下でございまして、そのためには、このような公的な事業も、いわゆる親方日の丸的な考え方でなしに、もっと合理的な経営をやれというふうな意向があったことは確かであつたと思います。そういう意味からもしも採算主義というものに走るといいたしますれば、ただいまお話のありましたような欠点におちいる可能性はあらうと思ひます。しかし、現実には、それ以後の国立病院の運営について、すでに二十年近くたつておりますが、国立病院が営利主義に徹して、重症患者を敬遠するとか、悪い薬を使うとか、安い薬に頼るとかいうようなことは、事実としてそれほど心配するようないふ事象にはならなかつたものと私も了解いたしております。また、大きな営繕関係等はかえつて不自由になるのではないかと、いうような点もございしますが、すでに実態で御存じのように、一般会計においては大きな営繕等の事業がきわめてやりにくかつたのを、特別会計で借入金導入等の手だてによりまして大きな営繕も逆に特別会計なるがゆえに可能になつてきたといふような事実もございしますので、確かに理論的には利害それぞれあることではございまして、それらのいい点をできるだけ伸ばしまして、欠点となつて、やういふような点についてはできるだけ心して、そのような欠点が起らないように配慮するといふことでこの特別会計の制度を国民のために、いうなでできるだけの方向で運営したいというのが私どもの念願でございまして、

○藤原道子君 この場だけをのがれればいいの

まおつしやつたとおりのようなことをみな答弁している。ところが、現実にはそうなつていない。だんだん悪化してきている。と同時に、借り入れ金ができるようになる。借り入れ金は返すんですよ。利子がつくんでしょ。それは一体どこから出すのです。国が補助するか。それもだんだん減つてきている。いまださき療養費でやり切れ

ない。それが借金をして利子を返して——いまはなるほど建物ができるかわかりませんが、機械は入るかわかりません。けれども、この借金を返すのは一体どうなるのか。ここが問題になる。だから、国病だけでだんだん克服してやつていくというけれども、だんだん差額ベッドがふえてきている。じゃありませんか。大きな特別室等の差額は別といたしまして、大部屋の差額さへとられて、ことを御承知でしょうか。だんだんそうなるんです。収益を上げようと思つれば、だから、借り入れ金は将来どうしてお返しになるのか。療養費から返されるんでしょ。ということになれば、その療養費をどうお上げになるか、これを伺いた

い。

立病院に対する資本的投資、あるいは本来診療収入でまかなうべからざる看護婦の養成等の経費を合わせまして、先ほども御指摘がありましたように、現在でも総経費の一二%を一般会計から繰り入れております。したがって、現状におきましては、一般会計よりの繰り入れが一二%、将来借入金金の償還が最高に至りますときに、診療収入の二%程度というところで、総体といたしましてそれは国立病院の経理を圧迫し、すべてを診療収入でまかなうんだという考え方にはならないと思ひます。

なお、借入金の利率については、これはすべて一般会計の負担においてお願しております。

○藤原道子君 私、関連ですから、納得がいきませんの、あとで系統的にお伺いしたいと思ひます。失礼しました。

○大橋和孝君 いま藤原委員のほうからの質問の中にもありましたのですが、私、もう少し現状について詳しく聞きたいと思ひます。

特に、いま百六十床所ですかありまして、六万五千床かなかと聞いているわけですが、一体、いま国立療養所はどれくらいあつて、そして、その占める率は、結核が何ほど占めて、それからどういふものにどれくらい病床を占めておるか、そして、その充足率はどれくらいになつておるか、そういうふうなことをひとつ御説明していただきたい。

○政府委員(若松栄一君) 国立療養所が百七十一カ所ございまして、らい療養所十一カ所を除きますと百六十カ所になるわけでありまして、そのうち、結核を主としてやつております結核療養所が百五十三、精神患者をもつばらあるいは大部分入れておりますのが六カ所、また、脊髄損傷患者を専門に入れておりますのが一カ所でございます。そして、その収容能力は、建物といたしましては、先ほどおっしゃいましたように、総数として六万床程度の収容できる建物の広さを持つておりますけれども、現実には患者を入れ得る設備あるいは人的な配置をしておりますのは、結核関係で五

万一千四百床、精神関係で二千五百十床、それから脊髄療養所として百二十床を用意いたしております。これで合計五万四千三十床になるわけでございます。

なお、実際の患者数につきましては、四十二年十二月一日現在で、結核関係では、五万一千四百に對し四万一千八百九十三、したがって、約一万程度の差がございまして、精神につきましては、二千五百十床分に対して二千二百五十五、脊髄については百二十床に対して百二十という状況で、総計いたしますと、国立療養所といたしまして、らいを除きますと、五万四千三十床分の用意をいたしております中で、入つております患者は四万四千二百二十八と、約一万床分が空床ということになるわけでございます。

なお、全結核ベッドに対する国立療養所のベッドの比率というものをいま手元に持つておりませんが、結核ベッドというのは現在二十二万程度であらうかと思ひますので、その中の約五万というところでございまして、

○大橋和孝君 療養所のいままでのようなやり方では十分設備がやれないというふうなお話があつたわけでありまして、一体、いままでの間にどれだけの設備を改善されて、どういふふうにして、なぜか悪いのか、私はそこを明らかにしたい、これほど大事な、まあ結核関係の療養所でできた本来のときであれば、入る患者も満員になるし、そしてそれは他にも伝染を及ぼす、隔離もしなければならぬというところで、非常な要求のもとに療養所はできたわけですね。そして、いまこの充足率を見てみますと、一万床が全体であつて、そのうち、二割の空床率でありまして、そのうちのすくなくとも空床率と云へないわけ、もう少しこれを充足しようと努力すればこれくらいの範囲は簡単にできそうな範囲であります。いままで私どもが説明を受けておつた中では、非常に結核が減つてどうもならぬというふうなお話を聞いておつた。私がいま聞いておつたところでは、そういう

ふうな感じを持つわけでありまして、そういうふうな形から考へてみますならば、事の起こりが、結核に對して真剣に取り組んでおるか。いまになつてから、設備が十分でない、実際、私もあちからこちら見ましたけれども、これほど近代化されつつあるのに對して、あまりにも設備の改善を怠つておると思つておるわけですが、一体それは何でそういうことになつておるのか。私は、その現実というものは、国が国の費用でもつてやらなければならぬやつをサボつておつた、やらなかつたというところ、非常に不まじめさがあつたのだというところ、いま説明を聞くだけでも腹立たしく思ふんですね。會計が云々と言う前に、一体その経過がどうなつておるのか、その間の推移を説明して、いままでの間はうつておかれた理由を明確にして下さい。

○政府委員(若松栄一君) ただいま、五万程度に對して四万の患者、八割程度の充足率であるから、これは長期療養施設としてはむしろ普通の利用状況ではないかというお話でございます。実は、先ほどお話が出ましたように、国立療養所としてこれをフルに活用すれば六万人収容できる程度の施設を持つております。現に、昭和三十三年ごろにおきましては、六万人まで収容いたしましたことがございまして、それが五万人になり、四万人になり、約十年間で二万人患者が減つたことになつてございまして、ただいま私どもが五万一千床程度持つておるというものは、建物だけではなしに、それを運営するのに必要な設備並びに職員というものを考えた場合に、五万一千程度を収容し治療するだけの能力を確保してあるという意味でございます。したがって、いわゆる医療法上のベッドというものは六万近くあるわけでございます。それに比べますと約二万のあきがあるということになるわけでございます。

なお、施設の整備につきまして非常に老朽化したというところを申し上げましたが、それならば早くから設備の整備をやり老朽化を来たさないようにすればよかつたではないか、怠慢ではないかと

いう御指摘でございます。私も、確かに、整備に力が入らなかつたという点は認めざるを得ないわけでございます。日本の経済が復興いたしまして医療機関等の整備が急速に進みましては、やはり昭和三十年以降でございますが、三十一年以降におきまして、国立病院におきましては三十一年から三十五、六年くらいまでは年々十億程度を施設の整備につぎ込んでおりましたが、国立療養所においては五億程度しかその整備に金をかけておりません。また、三十年代の後半に至りまして、国立病院は、三十七年に借入金導入をいたしました、それ以後急速に整備費の強化をはかつてまいりまして、三十五年に十一億程度でありましたものが四十年には五十億にまでなつたという状況でございましたが、遺憾ながら、国立療養所におきましては、三十五年に五億であつたものが四十年におきましても二十億程度というところで、四十年ごろになりまして国立病院と療養所の整備費の格差が大きく開いてしまつたわけでございます。しかし、療養所におきましても、その後三十七年ごろから、非常に広大な土地を持つております部面、あるいは療養所の敷地が周辺が都市化してまいり、あるいは療養所の敷地が周辺が非常に広大な土地を持つていて必ずしも現在緊急に使用しなければならぬというふうな土地でない、いわゆる閑閑地的なものが目立つてまいりましたので、それらの一部の処分をいたすことによりまして十億程度ずつの資金を獲得いたしまして、それでかなり整備をはかつてまいつたわけでございますが、何ぶんにも一般会計からの繰り入れはそれほど伸びません。といひますのも、先ほど申しましたように、一般会計の予算は単年度主義でございますので、長期を見越した先行投資というふうなものを単年度予算の中で大幅に認めていくというところはきつめて困難でございます。長期の先行投資に類するようなのは、どうしても財政投融資等の長期的な資金にたよりませんとなかなか困難であります。そういう意味で、国立病院におきましても借入金を導入し、今度国療特会

だ、現実の設備が激しい朽廃を重ねておりますものを見ますと、これを何とかしなければならぬという問題と、それから何と申しましても特別会計にいたしますという会計制度の上で融通性が持たされます。先ほど言っておりますような薬品の問題等におきましてもそういう点が出てくると思いますけれども、そういう点を勘案いたしまして実は特別会計制度に切りかえることで御審議をお願いをしておるといふ考え方でございまして、先ほど来両先生がいろいろと御心配になつて

いうことの中にもう少し掘り下げてそのところを聞いておかないと、私は、それに移行してなるほどそのほうが柔軟性があつていいんだという結論にはどうもなれぬのですね、どう考えてみてもですから、そのところを、私は、自分の頭が整理できるようにひとついろいろ教えていただくまいというつもりできょう質問しておるわけです。

私の考え方は、いままで結核というのはいろいろ開発されたからいまのような状態になつてまいりましたが、この前から私もいろいろ調べて

する方法がなかったのか。絶対ないということに
 だったらないのでありますが、そういうことにつ
 いても、大蔵省の考え方も、また、医務局のほう
 の考え方も、そのところをおのおのべん聞いて
 ておきませんと、もしいままでの間でも改良し
 ていることがあれば、今度はそれともうなるか
 ということを考えてみたいのでありますが、絶対
 れはできないものであります。

○政府委員(谷垣專一君) これは、御質問のよ
 うに、絶対にできないという問題ではないと思ひま

一般會計の繰り入れにつきましては、これに年努力をしておりますけれども、一般會計といふ單年度主義の予算の限界というもののためになかなかそう伸びてこない。また、土地処分につきましても、これも先ほど政務次官から御説明がございましたが、われわれとしては土地処分を相当やりたいということでも、土地処分の見返りの代金は必ず一般會計からもらわなければならぬわけであります。したがって、われわれが土地処分をしようと思つても、一般會計にそれだけの十分な余裕がな

りませんと、その見返りをもらうことそれ自体もなかなか困難である。したがって、土地処分自体も私どもの自主性が阻害されるわけでございます。それが、特別会計におきましては、今度特別会計自体で処分することができまして、そういう意味で一般会計のワケをくぐるといふ拘束がなくなりまして自主性が回復されてまいります。また、そのほか借入金金の導入という便宜も与えられますので、そういう意味で、いろいろな点からいいますと、そのような欠点を補うためにこのような諸制度を採用したいという趣旨でございます。

○大橋和孝君 それじゃ大蔵省のほうにちよっとお尋ねしたいと思うのですが、いままでの経過では、土地を売れば大蔵省へ取り上げてしまつて、そうしてそれはなかなか厚生省の自主性がなくなつてしまつて、それはどちらかといえば、土地を売らしたら大蔵省がもうけて取つてしまつて、そうして、患者が見に行つたらこの療養所ではとてもはいるのはいやだといつて逃げ出さなければならぬような療養所をほうつておく。これを考えてみますと、療養所のことだけ考えてみれば、国は、そうした患者に犠牲を与えておいて、その敷地を売つたもので自分のほうへとつて、ほかへ回してしまつて、俗に聞けばそういうふううに受け取れるわけですが、そういうえげつないことを大蔵省はやってゐたわけですか。それでは大蔵省は鬼みたいなものじゃないかと思ふんです、そういう話を聞けば、私は、大蔵省というやうなところは、国民のために生命に関係するやうなことをそんなことをやっているととは思わないのでありますけれども、いままで大蔵省はもつと積極的にこういうふうな療養所に対しては一般会計からお金を出す——いまおっしゃつてゐるのは単年度だからできないといふのですけれども、年度計画ならできるといふことですか、一般会計から出せば、そういうやうなことを含んでいままでやつてもらえなかつたといふことは大問題だと思ふのですけれども、大蔵省の考え方はどうですか。

○説明員（辻敏一君） 国立療養所の整備につきましては、従来とも重点的に行なつてきたところでございますが、何ぶんにも御承知のように膨大な施設を持つています。一方におきまして、一般会計の財源は限定されております。さらに申しますならば、これらの療養所は多く旧軍の施設でございます。いまして、戦時中に建てられましたものが多く上に、耐用年数の関係上そろそろ一斉に更新せざるを得ないといふやうな状況でございます。整備のために相当膨大な財源を要するわけでございます。そこで、再三御説明いたしておりますやうに、今回、土地の売り払い収入でございますとあるいは借り入れ金制度といふやうなものを導入活用いたしまして急速に整備をはかりたい、こういう趣旨でございます。

なお、お尋ねの、一般会計でございますと土地の処分収入は一般会計全体の財源に入りますので、それと整備費の歳出といふものは直接には関連性を持たせることはなかなかできない事情がございます。特別会計でございますと、この点の関連性ははつきりするわけでございます。

○大橋和孝君 だから、関連性を持たせなかつたのは、いままで渡してなかつたといふことですね。売り上げの分は何ば大蔵省へ入れてしまつて知らぬ顔をしてゐた、そういうことになるのですか。

○説明員（辻敏一君） 従来とも土地の引き継ぎ額等も勘案いたしまして整備費の額を決定いたしてゐたわけでございますが、先ほど申し上げましたやうに、直接の関連性はないわけでございます。

○大橋和孝君 それじゃ、もう一つ大蔵省のほうにお尋ねしたいと思うのですが、一般会計のままだに置いて、何年計画を立てて、そのお金を出していくことによつて整備をやるといふことになれば、とても天文学的な年費を要して、病院の改築あるいはまたよくすることに對してはできないといふ見通しでいま特会制を云々されるのですか。

○説明員（辻敏一君） 先ほど申し上げましたやうに、耐用年数等の関係からしましてある程度急速に整備する必要がありますので、そういうやうな場合には借り入れ金の制度の活用がなしむのではないかと、このように考えておるわけでございます。

○大橋和孝君 だから、私は、そのことで割り切れないのは、いままでの間何年かはうておいて、急にこれが悪くなつてきたと。悪くなるのは、何年たつたら悪くなつていくといふことはだれが見てもわかるでしょう。それをいままでほうつておいて、急にこれをやらなければならぬからせんならぬといふ、そういう考え方が飛躍してゐるやうな感じがするんです。どうしても納得できない点なんです。だから、たくさん要るんだつたら、いま、何とか一般会計の中でもやつていけるやうな、たとえば五年計画なり七年計画なり十年計画なりをもつてやればどれだけかかるかといふことは考えられませんか。もしそれが考えられぬとするならば、どういふやうなところに障害があるわけですか。

○説明員（辻敏一君） 先ほど申し上げましたやうに、一方におきまして、国立療養所の施設は、非常に多数膨大な施設でございます。他方におきまして、一般会計の財源といふものは、御承知のやうな状況で非常に限定されております。そこで、現在の状況におきましてある程度急速に国立療養所の整備をはからなければならぬのであるならば、借り入れ金の導入なり、土地の処分収入を活用するほうが適當ではないか、そういう判断に立つておるわけでございます。

○大橋和孝君 それは、借りてきてやれば、一ぺんに金が入ってきますから、一番楽でございます。私どももいつもやりくりの家計をやつておりますけれども、借りるときは一番うれいんです。一ぺんに入つてきますから、金をもらつたやうな感じがして非常に喜ぶわけですが、あとからすぐ払うやつが来るから、今度は目をつり上げて首をつらねばならぬやうなことにわれわれの家計ではなつて

いるわけでした、国ですからそういうことはないかもしれないけれども、そういう金を借りてやるのが一番いいから金を借りた。そのあとはどういうふうな返済されるのですか、どういふ計画で。金を借りて一ぺんに整備したほうがいいという、それは私も大賛成だと思ひます。整備されること自身はです。けれども、特会で金を借りてやるほうがいいといふところまではどういふやうなことになるのか。私ども小さなあれで、貧乏人ですから、大きな会計のことはよくわからぬけれども、それはそれなりにいい方法があるのかはしりませんが、その点をちよつと説明してください。どうも納得できない。

○政府委員（若松栄一君） 一足先に借入金を導入いたしまして整備を始めました国立病院の場合のことを、先ほど、藤原先生の御質問にお答えいたしました。国立病院におきましては、すでに百五十億借りておりますが、この償還は五年据え置き二十年の償却でございますので、先ほど申しましたやうに、国立病院の計画いたしましたのは、ピークになる年でも診療収入の一・数％どまりでいけるといふことで、しかも、国立病院でも、総計費の一〇数％の一般会計の繰り入れもあるといふことを申しましたが、国立療養所におきましては……

○大橋和孝君 何ぼですか、いま繰り入れてゐるのは。○政府委員（若松栄一君） 国立病院は一〇％でございます。国立療養所におきましては、国立病院ともまた違ひまして、一般の運営費自体も相当な赤字が出てまいります。したがつて、一般の運営費についても、将来とも一般会計で負担をしていただかなければならぬ状況になつております。したがつて、償還におきまして、償還計画としては、やはり国立病院のやうに長期になります。と、診療収入の中の一〇％とか二〇％とかいふものが償還金額になる可能性が出てまいります。まだ借り入れが一年だけでございますので、長期の償還計画の金額までははじいておりませんけれども、

その際にも、おそらく、全経費から見ますと、一%、せいぜい二%程度のものが償還の資金に充てられることになると思います。その間に、国立療養所の経営の規模もどんどん拡大してまいります。医療費といふものは数年間で倍増するといふのがいままでの例でございまして。したがって、二十年というような長期にわたって返済いたします場合には、借り入れ金の償還というものは全体の経営規模の拡大に相応して相対的に小さなものになってくるということ、これは長期借入れ金の非常に有利な特性であります。そういう意味で、負担それ自体はそれほど大きなものにならない。一方、それらの弁済金をも合わせて総体的な赤字については相当程度は一般会計から補てんをするということになりますので、返済のために返済金をおかけせよといふような形の督促にまでおちいる心配はないものと存じております。

間にならぬ間に償還することになります。したがって、初めは少し、途中で大きくなり、そうしてまた最後には小さくなっていくという償還の金額の計画が立ててくると思ひます。その際のピークになるような時点におきましても、まだ借入金総額がきまっておりますので、総体的な計画は詳細ではございませぬけれども、国立療養所の例等から見まして、経営費全体から見ますと、おそらく一%、あるいは二%に大きくならずとも二%程度でとどまるのではないかと予想をいたしております。一方、現在の経営状態は、現実には国立療養所におきましては四九%の一般会計からの繰り入れがございまして、ですから、収入が人件費にも当たらないという程度の運営状況でございまして。そういう状況でございまして、結局、償還の金額というものは形の上としては診療収入から返還するということになりますけれども、全体の経営が相当な赤字になり、一般会計からの繰り入れということになりますので、償還金それ自体を何とか生み出し、はき出すために、特定の努力をしなければならぬというような事態はない。もちろん診療収入の中から償還をしてまいりますけれども、それは療養所経営全体としてはそれほど目上の上にある金額ではなく、しかも、より膨大な経営収支の不足分を一般会計からもらっているという形になりますので、経営自体を圧迫したり、あるいはそのために経営の内容を悪化したというようなことにはならないで済むというところでございまして。

間にならぬ間に償還することになります。したがって、初めは少し、途中で大きくなり、そうしてまた最後には小さくなっていくという償還の金額の計画が立ててくると思ひます。その際のピークになるような時点におきましても、まだ借入金総額がきまっておりますので、総体的な計画は詳細ではございませぬけれども、国立療養所の例等から見まして、経営費全体から見ますと、おそらく一%、あるいは二%に大きくならずとも二%程度でとどまるのではないかと予想をいたしております。一方、現在の経営状態は、現実には国立療養所におきましては四九%の一般会計からの繰り入れがございまして、ですから、収入が人件費にも当たらないという程度の運営状況でございまして。そういう状況でございまして、結局、償還の金額というものは形の上としては診療収入から返還するということになりますけれども、全体の経営が相当な赤字になり、一般会計からの繰り入れということになりますので、償還金それ自体を何とか生み出し、はき出すために、特定の努力をしなければならぬというような事態はない。もちろん診療収入の中から償還をしてまいりますけれども、それは療養所経営全体としてはそれほど目上の上にある金額ではなく、しかも、より膨大な経営収支の不足分を一般会計からもらっているという形になりますので、経営自体を圧迫したり、あるいはそのために経営の内容を悪化したというようなことにはならないで済むというところでございまして。

間にならぬ間に償還することになります。したがって、初めは少し、途中で大きくなり、そうしてまた最後には小さくなっていくという償還の金額の計画が立ててくると思ひます。その際のピークになるような時点におきましても、まだ借入金総額がきまっておりますので、総体的な計画は詳細ではございませぬけれども、国立療養所の例等から見まして、経営費全体から見ますと、おそらく一%、あるいは二%に大きくならずとも二%程度でとどまるのではないかと予想をいたしております。一方、現在の経営状態は、現実には国立療養所におきましては四九%の一般会計からの繰り入れがございまして、ですから、収入が人件費にも当たらないという程度の運営状況でございまして。そういう状況でございまして、結局、償還の金額というものは形の上としては診療収入から返還するということになりますけれども、全体の経営が相当な赤字になり、一般会計からの繰り入れということになりますので、償還金それ自体を何とか生み出し、はき出すために、特定の努力をしなければならぬというような事態はない。もちろん診療収入の中から償還をしてまいりますけれども、それは療養所経営全体としてはそれほど目上の上にある金額ではなく、しかも、より膨大な経営収支の不足分を一般会計からもらっているという形になりますので、経営自体を圧迫したり、あるいはそのために経営の内容を悪化したというようなことにはならないで済むというところでございまして。

○大橋和孝君 いまの説明を聞きますと、やっぱり運営費は赤字だと。ですから、入ってきている患者さんから、運営費まで赤字なうらいだから、とれないわけですね。それが総収入のうちの一%そこそこでも返すぐらいの割合で収入があがってくるわけですか。そうしたら、一体どこからとるのですか。おかしい話で、いま話を聞いておいたら、私は頭の回転が悪いのかもしれないが、運営費まで赤字になっておいてそれがみんな公費だ、それから入ってくる金が数倍に急にふくれ上がるので、二十年の長期になったら一%か二%にしか返還金がならないという、何かごっそりもうかるやつを連れて来ぬ限りできないわけですが、特会制になったら一ぱいもうかる対象ができるわけですか、そこをちょっと説明してください。

○大橋和孝君 何かキツネにつままれてるようによくわからぬのですが、結局は、そうなる、診療収入からは人件費がまかなえぬような程度である、運営費は赤字であるというふうな状態ですね。それでもピークに行ったら一%くらいで全体の経営からはできるのだという、それは、一般会計のほうから補助してもらうからですね。そういうふうに入金を受け取っていいわけですか。収入からは入ってこないわけですね、そういうものが対象なんだから。それだからして、ピークになってき

たら払わなければならぬものは一%余りくらいにしなければならぬということになれば、どこから入ればならぬというわけですね。そうすると、それは一般会計から入れてもらうということと解釈していいんですか。診療のほうで返すような努力をせぬでいいとおっしゃるのでしょうか。

○大橋和孝君 何かおかしなことで、ぼくはまだ納得できぬのですがね。それは何やら言い足らぬ言い方であって、また、私が聞き足らぬかもしれぬのですが、結局、それだったら、金を借りたものを返す分は診療で別に努力せぬでもいいとおっしゃるのでしょうか。そうしたら、診療収入はいま人件費にも満たないようなものしかあがってこない、そうして運営費の赤字になったやつは国で持つてもらおうとしたら、あなた、借りた分はどうなるのですか。返す金額が全体の中の一%ちょっとくらいにしか当たらないという、何がどうして受け取れないのですか。やはりそういうときには繰り入れするのでしょうか。だから、繰り入れしていくからして診療のほうを圧迫しないというのとじゃありませんか。私はそうじゃないかと思うのですが、どうですか。

○政府委員(若松栄一君) 国立療養所がこれから毎年毎年相当の資金を借り入れをいたしましたといまして、これを五年間据え置きでその後償却が始まるわけですが、その後二十年

間にならぬ間に償還することになります。したがって、初めは少し、途中で大きくなり、そうしてまた最後には小さくなっていくという償還の金額の計画が立ててくると思ひます。その際のピークになるような時点におきましても、まだ借入金総額がきまっておりますので、総体的な計画は詳細ではございませぬけれども、国立療養所の例等から見まして、経営費全体から見ますと、おそらく一%、あるいは二%に大きくならずとも二%程度でとどまるのではないかと予想をいたしております。一方、現在の経営状態は、現実には国立療養所におきましては四九%の一般会計からの繰り入れがございまして、ですから、収入が人件費にも当たらないという程度の運営状況でございまして。そういう状況でございまして、結局、償還の金額というものは形の上としては診療収入から返還するということになりますけれども、全体の経営が相当な赤字になり、一般会計からの繰り入れということになりますので、償還金それ自体を何とか生み出し、はき出すために、特定の努力をしなければならぬというような事態はない。もちろん診療収入の中から償還をしてまいりますけれども、それは療養所経営全体としてはそれほど目上の上にある金額ではなく、しかも、より膨大な経営収支の不足分を一般会計からもらっているという形になりますので、経営自体を圧迫したり、あるいはそのために経営の内容を悪化したというようなことにはならないで済むというところでございまして。

○大橋和孝君 何かおかしなことで、ぼくはまだ納得できぬのですがね。それは何やら言い足らぬ言い方であって、また、私が聞き足らぬかもしれぬのですが、結局、それだったら、金を借りたものを返す分は診療で別に努力せぬでもいいとおっしゃるのでしょうか。そうしたら、診療収入はいま人件費にも満たないようなものしかあがってこない、そうして運営費の赤字になったやつは国で持つてもらおうとしたら、あなた、借りた分はどうなるのですか。返す金額が全体の中の一%ちょっとくらいにしか当たらないという、何がどうして受け取れないのですか。やはりそういうときには繰り入れするのでしょうか。だから、繰り入れしていくからして診療のほうを圧迫しないというのとじゃありませんか。私はそうじゃないかと思うのですが、どうですか。

○政府委員(若松栄一君) 借り入れ金でございまして、これは診療収入で返却するというたてまえをとっております。もちろん、施設の整備が進

み、また、患者に大いに利用していただくようになれば、診療収入もあがってまいることと思ひます。したがって、現在の状態よりは診療収入も相当ふえる可能性もございまして。したがって、そういう中から借入金の元金を返済していくという余裕が出てくることは確かであろうと思ひます。しかし、それでもなお全体の運営から見ますと赤字であることは間違いないわけではございまして、その全体の経営の赤字については、これは診療収入が少ないうちの面もございまして、人件費が多過ぎるという面もございまして、できるだけ合理的な経営にもちろんつとめまされけれども、赤字が出た分については、これは総体として運営費の赤字分を一部補てんをしていただくということになるわけではございまして。

○大橋和孝君 また、あなた、さっきおっしゃったこととちょっと話が変わってきたですね。診療を圧迫させない、それをまた診療収入で払うというのですが、そうすると、ちょっとおかしいんじゃないですか。そうすると、診療収入を得るならぬためには、いま、たとえば結核の患者、重度心身障害者、こういうような人を入れておいたら、これはそんな人からそんなにとれないでしょう、実際は。だから、あなたのおっしゃっているのはどうかといえ、そういうものはちょっとほうっておいて、金が払えるような患者を集めていこう。そうすると、今度は、国立病院がやっておりますように、りっぱなベッドをつくって、差額一万円とか二万円というものをこしらえなければならぬ、入ってこぬという、そうすると、いままでやっておいた社会保障的な、たとえば隔離せぬならぬというふうな人たちのことはちょっとすみっこに置いておいて、そういう人はほうっておかなければこれは返せぬという初めからの考え方なんです。それをやるという考え方なんです。か、そこをひとつはつきりしてください。

○政府委員(若松栄一君) 診療収入というものは相当高額になってまいります。明年度におきましても約百八十億以上を考慮しておりますが、借入金

の返済というものはそれに見合ひましてきわめて少額のものでございます。したがって、その中から借入金金の元金は返済していく。しかし、療養所全体として見ますと、診療収入だけではとうていやっていけない経営ではございません。特に、御指摘がありましたような重症心身の施設であるとか、あるいは長期慢性の患者をかかえておりますために、医療自体が不採算の面が多々ございます。したがって、国立療養所としては将来とも決して運営全体が赤字になるなどという事は予想できません。したがって、療養所全体の経費の赤字分については一般会計から補てんしていただくという趣旨でございます。

○大橋和孝君 じゃ、大蔵省にちょっとお尋ねしますが、いま局長のほうでは、やっぱり赤字になる性質のものだからして、これは国のほうから補助してもらおうと。そうすわね。先に借りてしまおう、しりぬぐいせぬならぬのが厚生省のほうではよろせぬ、それがお手あげだということになれば、これは大蔵省のほうからしりをふいてもらわなければ破産してしまふ。そういうことになるわけですから、これはたいへんなことになるわけですから、それはしてもらえらうと思ひます。そういうような場合には、長期二十年の払いだから、大蔵省のほうからは出しやすい。だから、今後は、運営は赤字だと、診療収入は人件費にも満たないと、こういう状態で、そのあとの借り入れ分なり赤字分は全部やっぱり大蔵省のほうからしりをふかれるわけですか。

○説明員(辻敏一君) 借り入れ金の償還につきましては、ただいま医務局長からお答え申し上げましたとおり、借り入れ金の投入によりまして施設設備を近代化したとしますと、それに伴ういろいろな医療の向上による収入の増加も期待できますので、たてまえとしてそういうものから返済するわけでございますが、一方、全体として見ますと、国立療養所の収支がとんとんになることは期待できませんので、その全体の収支の差額は一般会計から繰り入れると、こういうことでございます。

○大橋和孝君 そうすると、私は大蔵省のほうにお尋ねしたいのですが、そういう観点からいえば、少し長期計画にして国が金を出していく。どうせこれは借り入れさせておいて、あとになったらしりをふかぬならぬわけですからね。だから、そのあと始末をするということばかりじゃなく、いまからそんなものを特会に出さないで、長期計画をしてしりぬぐい分を徐々に出していく。その額は、徐々にふえるかもしれないけれども、その出し方のあれによりますわね。ところが、今度は、特会制にしても、百六十の施設を一本に出せぬわけでしょうか、何十年計画かでやられるわけでしょうか。そのかね合いの問題であつて、一般会計で逐次出していかれても別に支障はないじゃないか。そして、いまおっしゃいましたけれども、土地を処分した、これは別に連関性がないから、あるいはなつてないというけれども、一方で収入があつて、やっぱり大蔵省のふところ勘定では一緒にするのだから私に思ふのです、こちらから入ってくるのだから。そうすると、いまやられようとしている特会制にしたら処分しやすいという事ではない、大蔵省の会計に入ってくるのだから、それは大蔵省のふところへ入るわけですね。それをよくい出してやつて一般会計から国立療養所に出せば、同じ理屈じゃないかと思ふのです。したがって、いままでむしろやられなかったで、今後それを急激に設備をしなければならぬということだったら、急激にそれをやるような一つの方法でそのかね合いさえ考えてやれば、借金をさせておいてあとから穴埋めをしていくのも、出していくのも、同じじゃないか。むしろそれはそんなことよりは徐々に出してやつたほうが利息を補給せぬだけいいと私は思ふのです。どうですか。

○説明員(辻敏一君) 療養所の施設の現状を見ますと、先ほどお答え申し上げましたとおり、ある程度短期間で整備する必要がありますので、借り入れ金の投入が可能であり、かつ土地処分と歳出との関連性ははっきりいたしますれば、特別会計に移行いたしました上で、ただ急遽に整備したい、こういう考えに立つておるわけでございます。

○大橋和孝君 どうもそのところはまたちょっとと水かけ論になりますから、私は別な方法でこれからのいろいろさしていただきたいと思ひますが、私は、いま全部やらなければいけないという状態にあるところを、どこが重点であつてどこが一番悪い、どういうわけだかということを詳しく書いていかなければならぬかという事を詳しく書いた資料をひとついただきたいと思います。結局、百六十のうちでどういうふうになつてゐるか。大蔵省の話を聞くと、これは一本にやらなければならぬ、こういう話ですが、一本にやらなければならぬというのがあるところがあると思ふのです。それはどういふふうなところがどういふふうになつてゐるかという現状を詳しくデータにしていただきたい。

ぼくは委員長にお願いしたいと思ふのですが、このようなことをここで議論しておつても、すれ違ひになります。ですから、療養所の実態をもう少し委員会としては実調をして、その上で一本見ても必要があるのじゃないかと思ふのです。一、二、三、理事會なんかで御相談を願ひまして、そうして実態調査、それから参考人としていろいろな人に来てもらつてよくその実情を聞くというようにすることと同時に、その資料を出してもらつて問題を少し深く検討してみないと、私自身も納得いかぬのです。おそらく委員の方々もそう簡単には納得せられないだらう。しかし、政府の側としては、いろいろ検討された上だから、いまだ何と言つてゐるかと言つてもいいかもしれませんけれども、しかし、私が発言しているという事は、私個人ばかりじゃなしに国民がどう受け取るかということでは私は国民の気持ちに立ち帰つて話をしてゐるつもりでありますから、そういう意味からいって、も、こうした話のしかたは、そう簡単に木で鼻をくくつたような答弁で進んでいってはならぬと思ふのです。だからして、そういうことはわれわれ

国民が納得するように段階を追つて審議を進めてもらいたいということをこの問題についてお願いしたいと思ひます。

○委員長(山本伊三郎君) ただいま大橋委員の言われました療養所の実態調査並びに参考人の件については、理事會におかりして委員会の御意見によつて決定したいと思ひます。

○藤原道子君 ちょっと……。何えはもうほどこからなくなりました。私は、いづれ大臣もおいでになつたときに、同時にまた、いろいろな方法で調査等をしてから、基本的にお伺ひしたいと思ひますが、ただこの際一点伺つておきたいと思ひます。

厚生省の設置法によりますと、国立病院とか国立療養所の性格の規定というのがあります。その中に、第二十一条では、「国立病院は、医療を行い、あわせて医療の向上に寄与する機関とする。」以下省略して、第二十二条では、「国立療養所は、特殊の療養を要する者に対して、医療を行い、あわせて医療の向上に寄与する機関とする。」、この規定されております。そこで、厚生省設置法の第二十一条の国立病院が、二十四年の七月一日から特別会計に移行したわけでありまして、その後十九年間、療養所はずっと一般会計の運営でやつてきた、その理由をまずお伺ひしたい。

それから二十四年の四月二十日の第五回の国会で、衆議院の大蔵・厚生連合審査会で国立病院の特会制についての質問が行なわれております。そのとき、野党議員から、この法律は、国立の医療機関として国立病院と国立療養所の二つがあるが、国立病院だけを特別会計にするということがわからない、これをはつきりせよという追及がございました。これに対して、厚生省の久下政府委員は、こう答えておる。国立療養所の中にはけいれと結核があるが、けいれは全額無料であり、結核も昭和二十三年度の支出に対して収入は四五％くらいである。これらはいずれも収入を目的とするよりも、本質的には疾病の予防を国の施策で行なうもので、また、財政的にも、このように大きな一

般会計繰り入れをしなくてはならないものは特別会計に適しないというのが厚生省の考え方でありまして、こう答弁されている。これらから推してみても、一般疾病の平均入院日数は一人平均三十日ぐらゐ、結核は三百六十日ぐらゐとなっておりまう。ということをずつと考へてみますと、十九年来この久下さんの答弁のとおりに行なわれてきたものが、ここで、いろいろさつきから理由はおつしやるけれども、理由にならないんです。これだけの特別会計にしてもやつていけるくらい大衆のふところが豊かになつたと考へないのか。結局、先ほど来、収入が目的じゃないんて言いながら、一%とか二%くらい、そのくらいは将来あがるだらうということもちよろりと答弁していらつしやる。やはり増収が目的でしょう。結核の予防と治療、こういうものよりも、まず収入、こういうことに考へがいておるのだらうと私は理解せざるを得ないのでございます。いま、健康診断なんかだつて、わずかしかならわれていない。四二%くらいですか、いま、ということになる。このごろの病氣はお年寄りや子供に多いんです。まだまだ密度ある健康診断をすれば、病人はもつとふえる。ふえたつて、特別会計になつて二割引きがなくなつてくれば、一体どうなる。と同時に、先ほど来ご指摘のございますように、結核のみならず、重度心身障害の問題、あるいは高血圧の後遺症の問題、交通災害の問題、リハビリの問題、こういうものを国立が二割引き廃止になつたからといって一般病院で全部やうていけるだらうか。貧しい人はたくさんある。どうしてもみなければならぬ人はたくさんある。だが、こういうことがわからなから特別会計に移行するという政府の意向が私には考へられない。二十四年の久下さんの答弁のように、特殊の問題だからこれだけ国が補助しなければならぬものを、これを特別会計にすることはふさわしくない、それが厚生省の考へでなければならぬと思う。血も涙もない、収入の前には。そういうことを顧みないで、これだけ多くの不安を国民が持つているとき

に、特別会計に無理やり持つていこうとする。そうして、その理由を聞けば、ああだこうだとおつしやるけれども、聞いているうちに、あつちにもぼろが出て、こつちにも六がのぞいておりまう。こういうことでは、私は、国民の医療を担当する厚生省としては相済まぬじやないかと思ひます。こういうふうに十九年も一般会計で運営してきた療養所を、この際なぜ急速に切りかえなければならぬのか。当時の政府委員の答弁が間違つていたのか、これをどういうふうな考へ直しておられるか、それでどういう方向へ移行されんとしておきたいと思ひます。

私は、もつと国民の健康を慎重に考へてもらわなければ困るんで、何もあなたを責めるために言つてゐるんじゃない。療養所の性格というものでからしてこういうことは無理じやないかと思ひます。と、ございます。それを聞かぬで、あつちで、いまお話のあつたような方法で今後検討を展開していきたい、こう思ひます。

○政府委員(谷垣專一君) 先ほどお答えをいたしましたように、現在の療養所の朽腐をいたしたあつた状況は、一日もゆるがせにできないと思ひます。それを一般会計でやるのが是か、特別会計でやるのが是かという問題でございます。現実問題として、これをやうていく場合には特別会計のやり方のほうがやりやすい、これが今度これを切りかえました現実的な問題でございます。

それから先ほどお話がございましたが、いわゆる二割の割引の問題、これは、患者といたしまして、あるいは診療を受けておる諸君といたしまして、実際の二割引きの恩恵がそのまま続くことになりまう。ただし、保険のほうから払われるものまで二割を認めるというわけにはいきませんけれども、本人の負担にはならない、従前と同じような二割引きになる、こういう形態をとつていこう、こういう考へ方でございます。

○藤原道子君 このほうが便利だと思ひますけれども、国債発行のとき私たちは反対した。便利

だからあれはやつたんでしよう。ところが、それが原因で今日経済の硬直化なんていつて、そのしわ寄せは国民大衆の上にはね返つてくる。ことしの社会保障費、あなたたち、ちつとも要求は通つていないじやないですか。いつでも弱者の上へしわ寄せがくるんです。便利な方法をとる、安易な道をとるといふことがやがて大きな破綻を來たすといふことは、いま国債発行で明らかになつてゐる。何年かたてば荒廃するのかわかり切つてゐるんです。それを今日までのほんんと手をこまねいて見ていて、いまこゝで一挙にこれをやろうといふのは暴挙です。われわれからいへば、わかつち切つたことをやらない。そして安易な道をとる。そのしわ寄せは病人の上に来るんです。弱い病人の上に来るんです。だから、荒廃なんてことは申しわけになりません。やればいけなうです。いままで、それをやらうとして今日こういふことを一挙にやろうといふところにわれわれは納得がいかない。いづれ、委員長、あらためて質問いたします。

○政府委員(谷垣專一君) だんだんとおしかりを受けておるわけですが、現実のこの状況をどうするか、この問題はぜひ考へなければいけなう問題だと思ひます。過去におきましてこのままほうっておいたのはいかぬじやないかという御議論がございまして、過去は過去で努力をいたしておつたやうで、その結果がこうなつたのでありますから、今日の現状でおしかりを受けることもこれはやむを得ぬと思ひます。しかし、現在の状況をほつておいてはたしていいのかどうか、この問題はどうしたつて解決していかなければならぬと思ひます。

それから、先ほど申しましたように、現在入院してゐる人たち、あるいは新しく入院する諸君の上には、二割引きを廃止するのでございしますが、しかし、それは、保険等で本人の直接出さなくて済むようなものは二割引きを廃止いたしましたして、そしてこちらのほうでの収入といふことにいたしますけれども、本人自体に直接のそういう從來に変わりました負担がかかるということはさせない、そういう方針で進んでいくつもりでおります。

○委員長(山本伊三郎君) ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(山本伊三郎君) 速記をつけて。

○委員長(山本伊三郎君) 次に、健康保険法の臨時特例に関する法律施行後の諸問題に関する件について質疑を行ないます。

○大橋和孝君 それでは、去年の八月臨時特例法が施行されて以来の推移について、ちよつと一、二だけお尋ねしておきたいと思ひます。

あのときには、財政上の問題も含めて、あつた初診料が百円が二百円になり、あるいはまた、外来患者には療養の十五円が徴収されるようになり、また、入院料の一部負担が増額したというやうなことが行なわれたわけですが、あの当初われわれはそういうことをすることが非常に受診制限になるのではないかと、その考へ方がいろいろ考へたし、あるいはまた、その考へ方がほんとうに受益者負担といふやうなことに考へられた人がその分を払うといふやうなことに考へられたといふことでありまして、これはやはりほんとうに社会保障的な医療保障という面からは非常に悪いんではないかといふことでいろいろ意見を申し上げておつたわけですが、その後行なわれました推移を見ますと、一時は非常に受診の件数も減つてまいつたやうでございしますが、また一月ごろからふえてまいつたといふやうなことを聞いておるわけでございますが、その間の経緯はどういうふうになつたのか、同時にまた、厚生省のほうではそういうふうな変わりやあいをどう把握していられる

のか、そういうふうなことをひとつお知らせ願いたいと思います。

○政府委員(加藤威二君) 昨年の特例法の実施以後の政管健保の受診状況について申し上げますと、確かに先生いま御指摘のように、九月は初診料の百円が二百円、あるいは三十円が六十円と負担増になったわけですが、九月はほとんど影響らしい数字は出ておりませんが、薬価の一部負担が実施されました十月に受診件数が相当下がっております。本人について申し上げますと、十月は前月に比べて九・七％受診件数が下がっております。それから十一月が前月に比べて約六％、しかし、十二月からはまたふえ始めまして、前月比二・一％の増、こういうことになっております。

が、しかし、現実に私どもは薬剤一日一割十五円程度の負担ではそう著しい受診抑制にはならないという見方をいたしておりますが、やはりその後以降はふえてきております。これはまあインフルエンザ等の影響もあると思いますが、まだもう少ししばらく特例法の影響というものは、まだもう少ししばらく時間をかけていただかないと、これがほんとうに受診抑制的な傾向を続けることになるのかどうかというところは、いまの段階ではなかなか見通しがむずかしい、こういうふうな考えにしているわけでございます。

これに対して、私どもはどういうふうな見方をしておるかということですが、一つの傾向といたしまして、九月、十月、十一月は比較的気候のいい時期でございますので、例年受診件数は減る、これはまあ毎年の傾向でございます。ただ、いま申し上げましたような、たとえば十月の前月比九・七％という数字は相当大きい減り方であるというところは認めざるを得ないわけでございます。ただ、この特例法に全然関係のない家族の受診件数を見ますと、十月に前月比七・七％下がっております。そうしますと、全然特例法に全然関係のない家族も七・七％下がっております。本人は九・七％下がっております。こういう数字をならみ合わせますと、この九・七％というのは非常に下がりが数字としても大きいわけでございますが、これが全部特例法の影響によるものというふうな感じにはなかなか認めがたいのじゃないかという感じがするわけがあります。そうすると、その九・七％のうちの何％ぐらいが特例法によつて下がったのかという認定はなかなか困難でございます。確かに新聞等にいろいろ書かれましたので、被保険者たちが、あるいはその家族までが誤解をして、これはなかなかお医者さんに行くけなくなるということで、一時お医者さんに行くのを差し控えたという傾向があるかもしれない

○大橋和孝君 仰せのように、それは病気のほうりぐあいによるでしょうし、また、そういう精神的なものもあるでしょうと思いますが、どの新聞だったかにも出ておったように、非常に赤字が減少してきておるという見方は、私はずっとデータを見てみてそういう傾向ではないかと思うわけでありまして、数カ月たたいことには結論は出ぬであります。省のほうでは、この特例法の影響を見て、その影響がどういふふうになっておるかということはどういうふうな受けとめておられるか。もっと端的に言うならば、結局、これは、赤字財政の云々ではなくて、やっぱりその仕組みの問題を考えていただきたい。八月の時期にあのようにして特例法が実施された経過を振り返って見ますと、厚生省の中では、一体那邊にその目的があり、そしていまの現段階ではそれがどういふふうなことに満たされているとかいないとか、将来の展望はどういふふうな受けとめられているのかどうか、この特例法が改正されて以後、これが主体になって赤字が解消されてきたと、こう受け取っておられるのか、この仕組みは、もう医療保障ではなくて、みながら取り上げるという薬価の一部負担、あるいは初診料、あるいはまた入院料の一部負担、あるいはまた保険料の値上げというふうなことで、こうやっていくというシステムにおいて確立した、こう把握されておられるのか、その辺のところを端的に

御心境を聞いておきたい。

○政府委員(加藤威二君) 御質問に的確な答えになっていかどうかかわかりませんが、私ども、この特例法を制定いたしますときに、先ほども申し上げましたように、一日一割十五円程度ということでございまして、それからまた、国会の修正もございまして相当大幅な免除の制度もございまして。現に、被保険者が千二百万おりますけれども、そのうちの約七百万の比較的所得者は全部免除されるということになっておりますので、薬の一日一割十五円という一部負担をかけられます者は、被保険者の中でも比較的月給の高い人たちが、そういう人たちに限られておるわけでございます。そういう意味におきまして、この制度をつくり出すときには、この一部負担によりまして、それから標準報酬の改定等によりまして、特例法による財政効果は百八十一億という程度、約百八十億の赤字をこれによって減らそう。それによつて受診抑制というふうなものは起こらないだろう。したがって、波及効果というふうなものも見込まなかったわけでございます。そういうことで、現実には波及する効果が出たかどうかということとは、先ほどもお答え申し上げましたように、十月については若干ショック的なあれかもしれませんが、これは盛り返してきているということ、波及効果が皆無であったということとは申し上げかねますけれども、非常に僅少なものではないか、こういう感じがするわけでございます。

今後これを制度として定着させて確立していくかどうかということについては、特例法も時限立法でございますし、抜本改正の段階においておそれるようなものは根本から再検討されて、また、よりよい制度があればそれに移り変わっていくであろうというぐあいに考えているわけでございます。○大橋和孝君 新聞紙上なんかで言われているのを見ると、赤字が非常に解消されてきているというところは、いまおっしゃるのではそれはあまり期待されていない、こういう考え方でありますが、

あのころにそういうふうな受けとめられたことは、いま厚生省の中でデータの土に立ってかなり検討してもらった上では間違った報道であつて、そうしてやはり赤字というものはいまの受けとめ方ではほんとうの対策にはならない、初期にはわずかに百億ないしそれぐらいの程度のもので済んだということ、いまでもそういうふうな考えでおりますか。私の考えでは、もっと赤字というものが解消されているんじゃないか、していけるんじゃないかという見通しのもとに質問しているわけですが、あなた方はどういふふうな受けとめておられますか。

○政府委員(加藤威二君) 特例法を制定いたしましたときに、四十二年度の赤字、単年度の赤字の見込みは三百二十億であつたわけでございます。それを昨年十月までの実績に基づきまして年間の収支を再計算いたしますと、約三百二十億出るのであらうと見込まれた赤字が、大体百九億ぐらいになっておるといふ見通しでございます。したがって、約二百一十一億程度赤字が減少すると新聞等にも報道されておつたと思ひます。これは間違いじゃないわけでございます。赤字はしたがつて特例法当時の見込みより約二百億以上減る、こういう見通しでございます。ただ、それは、もちろん特例法の効果——特例法の効果と申しますのは、先ほど私が申し上げた百八十億というの、そういう対策をやりますと、そして当初の赤字は七百四十五億という赤字だつたわけでございます。それをそういう特例法によつて百八十億を減らしたり、それから国庫負担を入れたり、そういうことでやりますと、しかもなお三百二十億赤字が出る、こういう見込みであつたわけでございます。その見通しの赤字が二百億減りましたので約百億余りになってきた、こういうことでございまして。それじゃ、それはどういふことで減つたのか、こういうことでございまして、本年度の医療費の見込みが当初見込みよりも減つてきているということが一つと、それから収入がやはり見込みよりも

すべきである。

第三四四号 昭和四十三年三月一日受理

戦没者等の妻に対する特別給付金の不均衡は正に
関する請願(二通)

請願者 東京都新宿区市ヶ谷本村町四二財
団法人日本傷痍軍人会内 奈良栄

三外一名

紹介議員 山下 春江君

公務傷病が原因で死没し、現に、恩給法により公
務扶助料を受けている者及びいわゆる三号扶助料
を受けている者で、特別給付金(二十万円)を支
給されていない者に特別給付金を支給されたい。
また、戦傷病者で結婚の機会に恵まれないまま死
没した者の父母又は祖父母に対して特別給付金を
支給するよう措置されたい。

理由

旧軍人等で昭和三十八年四月一日までの戦没者
(業務上の死亡者を含む)の妻に対しては、戦没者
等の妻に対する特別給付金支給法により、二十万
円の特別給付金が支給されているのに同年四月二
日以降の死没者(死亡の原因が公務に基づき、公
務扶助料を受けている場合を含む)の妻は除外さ
れているが、これは死没及び公務傷病のり傷病の
発生時期をきびしく制限しているためであつて、
著しい不均衡である。

第二三四五号 昭和四十三年三月一日受理

戦傷病者等の妻に対する特別給付金の不均衡は正
に
関する請願(三通)

請願者 東京都新宿区市ヶ谷本村町四二財
団法人日本傷痍軍人会内 奈良栄

三外二名

紹介議員 山下 春江君

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法等を左
のとおり改正されたい。

一、公務傷病をうけた時期を昭和十二年七月七日
以降のものに限るといふ制限を廃止すること。
二、支給対象を第一款証以上のみの戦傷病者の妻
とする制限を廃止すること。
三、受給資格取得条件の日を昭和三十八年四月一
日とする制限を廃止すること。
四、公務傷病のため結婚の機会に恵まれない戦傷
病者の場合、父母または祖父母に特別給付金を
支給すること。

理由

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法には、
きびしい制限規定があり、はなはだしく不均衡で
あるから、すみやかに是正すべきである。

第二三四六号 昭和四十三年三月一日受理

戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金等の
不均衡は正に
関する請願(一通)

請願者 東京都新宿区市ヶ谷本村町四二財
団法人日本傷痍軍人会内 奈良栄

三外一名

紹介議員 山下 春江君

戦傷病者戦没者遺族等援護法による戦傷病者に対
する障害年金、同一時金の支給要件及び支給範囲
の不均衡を是正するため、左記事項の実現を図ら
れたい。

一、本邦等で勤務に関連し生じた旧軍人、旧準軍
人等の傷、疾病に対し障害年金を支給すること。
二、障害年金等の支給範囲の制限(旧軍人、旧準
軍人、準軍属は第六項証まで、軍属は第三款証
までに制限されている。)を廃止し、恩給法同様
新第五款証までに障害年金等を支給すること。
三、身分(軍人、軍属と準軍属)による障害年金
等の格差を是正すること。
四、恩給法による傷病恩給同様扶養家族加給制度
を確立すること。

第二三四七号 昭和四十三年三月一日受理

戦傷病者に対する傷病恩給等を生活保護法の収入

対象から除外するの請願(二通)

請願者 東京都新宿区市ヶ谷本村町四二財
団法人日本傷痍軍人会内 奈良栄

三外一名

紹介議員 山下 春江君

戦傷病者に対する傷病恩給等(障害年金障害一時
金を含む)を生活保護法にいう収入対象から除外
されたい。

理由

一、公務傷病により傷病恩給等の支給をうけてい
る戦傷病者は、その障害のため、労働能力を著
しく制限され、そのため収入も少なく、特に療
養所等に入(通)所し、まだ治療を続けている戦
傷病者の生活は言語に絶するものがある。

二、生活保護法による保護を申請しても、傷病恩
給等が収入の対象となり、このため、保護も受
けられず苦痛を無理して働かねば生活の維持が
困難となり、その結果傷病が悪化し、生命の安
全にもかかわる状態を生じている例が多い。

第二四〇八号 昭和四十三年三月一日受理

日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願
請願者 大阪府岸和田市東大路町二七九
米田潤三外五百一名

紹介議員 田中 一君

その請願の趣旨は、第一一〇五号と同じである。

第二五八九号 昭和四十三年三月五日受理

日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願
請願者 大阪府西區江ノ子島西ノ町五ノ
四 浜長芳外四百九十三名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一一〇五号と同じである。

第二四〇九号 昭和四十三年三月一日受理

老後の生活保障に関する請願
請願者 大阪府吹田市片山町三ノ一〇一山
野方 椋本三太郎外五百名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二四八九号 昭和四十三年三月二日受理

老後の生活保障に関する請願
請願者 三重県津市中河原高洲町 岸田成
夫外四百九十九名

紹介議員 伊藤 顕道君
この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二四九〇号 昭和四十三年三月二日受理

老後の生活保障に関する請願
請願者 長野県上田市常田一、六六八
中山喜四郎外四百八十六名

紹介議員 稲葉 誠一君
この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二四九一号 昭和四十三年三月二日受理

老後の生活保障に関する請願
請願者 香川県坂出市新浜町 山本忠男外
四百三十九名

紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二四九二号 昭和四十三年三月二日受理

老後の生活保障に関する請願
請願者 福岡県久留米市諏訪野町二、三七
八 井上晃介外四百九十九名

紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二四九三号 昭和四十三年三月二日受理

老後の生活保障に関する請願
請願者 埼玉県大宮市吉敷町二ノ八五 鈴
木はな外七十一名

紹介議員 渡辺 勘吉君
この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第二四九四号 昭和四十三年三月二日受理

老後の生活保障に関する請願

請願者 埼玉県大宮市大門町三ノ一一五

吉井清外四百八十七名

紹介議員 大河原一孝君

この請願の趣旨は、第六八六号と同じである。

第二五二九号 昭和四十三年三月四日受理

老後の生活保障に関する請願

請願者 福岡県大牟田市本町二ノ四四 黒

岩直孝外四百九十九名

紹介議員 光村 甚助君

この請願の趣旨は、第二一七号と同じである。

第二五三〇号 昭和四十三年三月四日受理

老後の生活保障に関する請願

請願者 香川県坂出市八幡町四ノ四ノ八

和田庄治郎外四百九十六名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二一七号と同じである。

第二五三一号 昭和四十三年三月四日受理

老後の生活保障に関する請願

請願者 香川県坂出市白金町二ノ七ノ九

畑清一外四百九十八名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第二一七号と同じである。

第二五三二号 昭和四十三年三月四日受理

老後の生活保障に関する請願

請願者 和歌山県田辺市元町西郷 青木勇

男外四百九十九名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第二一七号と同じである。

第二六五三号 昭和四十三年三月六日受理

老後の生活保障に関する請願

請願者 富山県新湊市塚原川口村 金正一

外四百五五名

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第六八六号と同じである。

第二六五四号 昭和四十三年三月六日受理

老後の生活保障に関する請願

請願者 長野県諏訪郡下諏訪町魁町一二二

六 尾島寛志外四百九十二名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第二一七号と同じである。

第二六五五号 昭和四十三年三月六日受理

老後の生活保障に関する請願

請願者 福岡県田川市東区三坑 石橋厚外

千百十九名

紹介議員 藤田 藤太郎君

この請願の趣旨は、第二一七号と同じである。

第二六五六号 昭和四十三年三月六日受理

老後の生活保障に関する請願

請願者 福岡県田川市西区大黒町 原口夏

江外九百九十九名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第二一七号と同じである。

第二六五七号 昭和四十三年三月六日受理

老後の生活保障に関する請願

請願者 香川県坂出市御供町一ノ六ノ二〇

田村敏子外四百九十三名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第二一七号と同じである。

第二六五八号 昭和四十三年三月六日受理

老後の生活保障に関する請願

請願者 福岡県田川郡川崎町高見団地 本

山末美外七百六十名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第二一七号と同じである。

第二六五九号 昭和四十三年三月六日受理

老後の生活保障に関する請願

請願者 福岡県田川市東区第三松原若葉町

小野一守外五百六十名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第二一七号と同じである。

第二六六〇号 昭和四十三年三月六日受理

老後の生活保障に関する請願

請願者 香川県丸亀市福島町一九一 中田

庄太郎外四百九十九名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第二一七号と同じである。

第二六六一号 昭和四十三年三月六日受理

老後の生活保障に関する請願

請願者 香川県坂出市福江町笠指八九一

多田羅千代子外四百九十八名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第二一七号と同じである。

第二六六二号 昭和四十三年三月六日受理

老後の生活保障に関する請願

請願者 福岡県大牟田市浪花七〇 古川明

夫外千七百名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第二一七号と同じである。

第二六六三号 昭和四十三年三月六日受理

老後の生活保障に関する請願

請願者 福岡県大牟田市大字勝立一二一ノ

四 牛島一二外四百九十四名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第二一七号と同じである。

第二六六四号 昭和四十三年三月六日受理

老後の生活保障に関する請願

請願者 香川県坂出市元町一ノ五ノ一四

沢井惣助外四百八十九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二一七号と同じである。

第二六六五号 昭和四十三年三月六日受理

老後の生活保障に関する請願

請願者 長野県下伊那郡那珂郡東郷町 新井

陸男外四百九十七名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第二一七号と同じである。

第二六六六号 昭和四十三年三月六日受理

老後の生活保障に関する請願

請願者 福岡県久留米市野中町三五五

益秀雄外四百八十九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第二一七号と同じである。

第二六六七号 昭和四十三年三月六日受理

老後の生活保障に関する請願

請願者 長野県下伊那郡上郷村黒田 伊沢

久吉外四百九十六名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第二一七号と同じである。

第二六六八号 昭和四十三年三月六日受理

老後の生活保障に関する請願

請願者 埼玉県大宮市奈良町五一八 佐藤

新造外四百八十三名

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第二一七号と同じである。

第二六六九号 昭和四十三年三月六日受理

老後の生活保障に関する請願

請願者 北九州市戸畑区天神町三丁目 熊

野こはる外四百九十五名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第二六七〇号 昭和四十三年三月六日受理
老後の生活保障に関する請願
請願者 富山市上栄一五一 谷森政義外四
百九十八名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第六八六号と同じである。

第二四九五号 昭和四十三年三月二日受理
外傷性せき髄損傷障害者に対する労働者災害補償
保険法改正等に関する請願
請願者 熊本県八代市竹原町熊本労災病院
内全国脊髄損傷者療友会熊本労災
支部内 中村繁雄外四十七名

紹介議員 中村 正雄君

この請願の趣旨は、第五四一号と同じである。

第二五八八号 昭和四十三年三月五日受理
原爆被害者援護法制定に関する請願
請願者 長野県岡谷市川岸一、九二八 平
賀幸子外千七百名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第二五九〇号 昭和四十三年三月五日受理
むちうち症総合医療体制の確立等に関する請願
請願者 東京都足立区西新井町一、一五
九 岡村徳三外一名

紹介議員 奥村 悦造君

この請願の趣旨は、第四九六号と同じである。

第二五九一号 昭和四十三年三月五日受理
各種福祉年金の併給限度撤廃に関する請願
請願者 熊本県天草郡本町大字馬場二、
九九一 前田信雄外百五十四名

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二六七一号 昭和四十三年三月六日受理
心身障害児者対策総合基本法制定に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
全国社会福祉協議会・心身障害児
福祉協議会内 太宰博邦外十五名

紹介議員 山下 春江君

心身障害児者の福祉を高めるため、心身障害児者
対策総合基本法を制定されたい。

理由

心身障害児者対策に関連する法律は数多くあるが、対策の基本理念がかならずしも明らかにされておらず、各法律の実施がばらばらに行なわれており、その間に総合性、一貫性が欠けている。これが今日社会的に心身障害児者問題がクローズアップされているにもかかわらず、関係者の間に国の施策の不足を不満視する声の発生するゆえんである。この際、心身障害児者対策の基本理念を明らかにするとともに各種施策間の調整を図り、総合的かつ一貫した国の基本的方針を確立することは、今後の多岐にわたる対策の効果的推進に必要である。(参考資料添付)

三月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、心身障害児者福祉法の一部を改正する法律案
一、駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案

(衆)

一、国有林労働者の雇用の安定に関する法律案

(衆)

一、家内労働法案(衆)

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十

三号)の一部を次のように改正する。
第十八条の次に次の一条を加える。

(更生訓練費の支給)

第十八条の二 援護の実施機関は、前条第一項第三号又は第二項の規定により身体障害者更生援護施設に収容し、若しくは通所させ、又は収容し、若しくは通所させることを委託した身体障害者に対して、当該施設における訓練を効果的に受けることができるようにするため必要と認めるときは、更生訓練費を支給し、又は特別な事情がある場合にはこれに代えて物品を支給することができる。

2 前項に規定する者であつて、国の設置する身体障害者更生援護施設に収容し、又は通所させることを委託されたものに対する更生訓練費又は物品の支給については、同項の規定にかかわらず、当該施設の長が行なうものとする。
3 更生訓練費の支給に関する基準は、厚生省令で定める。

第三十五号第二号の次に次の一号を加える。
二の二 第十八条の二第一項の規定により市町村長が行なう更生訓練費又は物品の支給に要する費用
第三十六号第三号の次に次の一号を加える。
三の二 第十八条の二第一項の規定により都道府県知事が行なう更生訓練費又は物品の支給に要する費用

第四十九号の二第一項中「措置をとる」を「措置をとる、及び当該措置をとつた児童に対して、第十八条の二第一項の更生訓練費又は物品の支給をする」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案
駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、駐留軍労働者が日本国に駐

留するアメリカ合衆国軍隊の撤退等に伴い解雇される場合において安定した職業への再就職を容易にするために必要な措置を講じ、もつて駐留軍労働者の雇用の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「駐留軍労働者」とは、アメリカ合衆国の軍隊及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第十五条第一項(a)に規定する諸機関に業務を提供するため、同協定第十二条第四項の規定に基づき国が雇用する者をいう。

(解雇制限)

第三条 防衛施設庁長官は、アメリカ合衆国の軍隊の撤退、移動、部隊の縮小又は予算の削減その他これらに準ずる政令で定める事由の発生に伴い駐留軍労働者を解雇しようとするときは、あらかじめ、解雇時期、解雇事由その他労働者令で定める事項を記載した書類を提出して、労働大臣の同意を得なければならない。

2 労働大臣は、解雇されようとする駐留軍労働者が第四条の規定により作成された雇用計画に基づき職業その他の安定した職業につくことが確実であると認める場合は、前項の同意をしてはならない。

3 労働大臣は、第一項の場合において同意又は不同意をしようとするときは、あらかじめ、駐留軍労働者雇用安定審議会の意見をきかなければならない。

4 第一項の場合において、労働大臣の同意を得ないでした解雇は、無効とする。

(雇用計画)

第四条 労働大臣は、必要があると認めるときは、駐留軍労働者雇用安定審議会の意見をきいて、アメリカ合衆国の軍隊の撤退、移動、部隊の縮小又は予算の削減その他これらに準ずる政令で定める事由の発生に伴い生ずる余剰の駐留

軍労働者の安定した職業を確保するための雇用計画を作成するものとする。

(転職促進の措置の実施)

第五条 労働大臣は、駐留軍労働者の転職を容易にするため、職業指導、職業紹介及び公共職業訓練その他労働省令で定める措置（以下「転職促進の措置」という。）が効果的に関連して実施されるようにしなければならない。

(関係機関の責務)

第六条 公共職業安定所その他の職業安定機関、地方公共団体及び雇用促進事業団は、転職促進の措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及び協力するように努めなければならない。

(公共職業安定所長の指示)

第七条 公共職業安定所長は、第三条の規定によりした不同意に係る駐留軍労働者に対して、その者の知識、技能、職業経験その他の事情に応じ、期間を定めて転職促進の措置の全部又は一部を受けることを指示するものとする。

2 公共職業安定所長は、前項の指示を受けた駐留軍労働者の転職促進の措置の効果が高めるために必要があると認めるときは、その者に対する指示を変更することができる。

(指示を受けた駐留軍労働者の義務)

第八条 前条第一項の指示を受けた駐留軍労働者は、その転職促進の措置の実施に当たる職員の指導に従うとともに、自ら進んで、すみやかに転職するように努めなければならない。

(不同意の取消し等)

第九条 労働大臣は、第七条第一項の指示を受けた駐留軍労働者が正当な理由がなく当該指示に従わないと認めるとき、又は第四条の規定により作成された雇用計画に基づく職業その他の安定した職業につくことが確実であると認めるときは、当該駐留軍労働者に係る第三条の規定によりした不同意を取り消し、同条の同意をしなければならない。

2 第三条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

る。

(就職促進指導官)

第十条 労働大臣は、第七条第一項の指示を受けた駐留軍労働者（船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第六条第一項に規定する船員である者を除く。以下第十一条第二項において同じ。）の転職を促進するために必要な職業指導を職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十条第一項の就職促進指導官に行なわせるものとする。

(駐留軍労働者雇用安定審議会)

第十一条 労働省に、駐留軍労働者雇用安定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、労働大臣の諮問に応じて、駐留軍労働者の雇用の安定に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議する。

3 審議会は、委員十五人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。

5 委員は、非常勤とする。

6 前五項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(船員である駐留軍労働者に関する特例)

第十二条 船員職業安定法第六條第一項に規定する船員である駐留軍労働者に関しては、この法律に規定する労働大臣又は公共職業安定所長の権限に属する事項（第十条に規定するものを除く。）は、それぞれ運輸大臣又は海運局長が行なうものとし、第三条第三項（第九条第二項において準用する場合を含む。）及び第四条中「駐留軍労働者雇用安定審議会」とあるのは「中央船員職業安定審議会」と、第五条中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、船員法（昭和二十二年法律第九号）又は民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定によりした解雇の予告、雇入契約の解除の申入れ又は解約の申入れに係る解雇については、第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(労働者設置法の一部改正)

3 労働者設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第四十一号の二の次に次の一号を加える。

四十一の三 駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律（昭和四十三年法律第 号）に基づいて、駐留軍労働者の雇用計画を作成すること。

第十條第一項第八号中「及び港湾労働法（第六章及び第八章の規定のうち他の所掌に係る部分並びに第七章の規定を除く。）を」、「港湾労働法（第六章及び第八章の規定のうち他の所掌に係る部分並びに第七章の規定を除く。）及び駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律」に改める。

第十三條第一項の表中駐留軍関係離職者対策審議会の項を次のように改める。

駐留軍労働者雇用安定審議会
労働大臣の諮問に
駐留軍労働者及び駐留軍関係離職者の雇用の安定に関する事項を調査審議すること。

第十八條第一項中「及び沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（これに基づく命令を含む。）を」、「沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（これに基づく命令を含む。）及び駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律（これに基づく命令を含む。）」に改める。

第二十二條の表中「二五、〇九五」を「二五、一三八」に、「二五、三二二」を「二五、三五五」に改める。

附則第四項を削る。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約二十億円の見込みである。

国有林労働者の雇用の安定に関する法律案
国有林労働者の雇用の安定に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国有林野事業に主としてその生計を依存している労働者の常時雇用を促進するために必要な措置を講じ、もつてこれらの労働者の生活の安定を図るとともに国有林野事業における労働力の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国有林野事業」とは、国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条に規定する国有林野の管理経営の事業及び国有林野事業特別会計において事務を取り扱う治山事業並びにこれらに附帯する事業をいう。

2 この法律において「国有林労働者」とは、国有林野事業に従事する一般職に属する国家公務員をいう。

(常時雇用)

第三条 国は、国有林労働者（常時雇用される者を除く。）として前年度及び前前年度においてそれぞれ継続して六箇月以上雇用された者又は前年度において継続して十二箇月雇用された者については、当該労働者が希望するときは、これらの者を常時雇用する国有林労働者として雇用しなければならない。ただし、当該労働者が国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第三十八條の規定に該当する場合及び心身の故障のため国有林野事業に従事するのに適しないと認められる場合は、この限りでない。

(事業量の増大等)

第四条 国は、前条の規定によつて雇用する国有林労働者が一年を通じて労働することができるようになるため、できる限り、新規国有林野事業の開拓、国有林野事業の民間委託による実施の廃止等の措置により国が直接実施する国有林野事業の事業量の増大を図るとともに、国有林野事業の実施については、年間を通じての各月の作業量がおおむね平均するように計画してこれを行なわなければならない。

(再雇用)

第五条 国は、前年度において継続して六箇月以上国有林労働者(常時雇用される者を除く。)として雇用した者で第三条の規定により常時雇用する国有林労働者とならなかつたものについては、当該労働者が希望するときは、これらの者を常時雇用する国有林労働者以外の国有林労働者として雇用するように努めなければならない。この場合においては、同条ただし書の規定を準用する。

(特別休業手当)

第六条 国は、降雪又は積雪により休業する場合においては、その休業期間中当該常時雇用する国有林労働者に対して、給与準則の定めるところにより、その平均賃金(次条の規定により読み替えられた労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十二条の平均賃金をいう。)の百分の六十以上の手当を支払わなければならない。(平均賃金等の計算の特例)

第七条 常時雇用する国有林労働者に対する労働基準法及び国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の適用については、労働基準法第十二条第三項第三号中「使用者の責に帰すべき事由」とあるのは「使用者の責に帰すべき事由又は降雪若しくは積雪」と、国家公務員災害補償法第四条第三項第三号中「国の責に帰すべき事由」とあるのは「国の責に帰すべき事由又は降雪若しくは積雪による休業」とする。

附則

この法律は、公布の日から起算して二箇月を経過した日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約一億一千万円、平年度約五億二千万円の見込みである。

家内労働法案

家内労働法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、家内労働者の工資、安全及び衛生その他の労働条件の基準に関し必要な事項並びに家内労働者が自主的に家内労働者組合を組織し、委託者との立場に立つて交渉すること及び家内労働関係の当事者間における争議行為についてのあつせん及び調停等に関する必要な事項を規定し、もつて家内労働者の生活の安定と経済秩序の確立に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「委託者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第八条の事業又は事務所(以下「事業」という。)の事業主であつて、当該事業における業務の目的物である物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は事業主がその業務のため使用し若しくは消費する物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料で政令で定めるものの製造、加工、改造、修理、淨洗、選別、包装若しくは解体その他の政令で定める作業(以下「製造等」という。)を家内労働者に委託するもの

二 前号に規定する者のために行為をするすべての者

2 この法律で「家内労働者」とは、同居の親族以外の者を使用しないで、委託者から委託を受けて前項第一号に規定する物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料(以下「物品等」という。)の製造等に従事し、これに対し工資を支払われる者をいう。

第三条 この法律で「工資」とは、委託者が家内労働者に対し物品等の製造等を委託した場合に当該物品等の製造等に係る家内労働者の労働の対価として支払うすべてのものをいう。

2 この法律で「その他の報酬」とは、委託者が家内労働者に対し物品等の製造等を委託した場合に当該物品等の製造等に係る家内労働者の給付(以下「家内労働者の給付」という。)に対し支払う工資以外の報酬をいう。

第四条 この法律で「平均工資」とは、これを算定すべき事由の発生した日の直前の工資の支払日以前十四週間にその家内労働者に対し支払われた工資の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう。ただし、その金額は、労働省令で定めるところにより、工資の総額をその期間中の家内労働者の給付に要した日数の合計日数で除した金額の百分の六十を下つてはならない。

2 前項に規定する期間中に、次の各号の一に該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の工資は、同項の期間及び工資の総額から控除する。

一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間

二 産前産後の女子が第二十二条の規定において準用する労働基準法第六十五条の規定によつて休業した期間

三 委託者の責に帰すべき事由によつて休業した期間

3 第一項の工資の総額には、臨時に支払われた工資及び十四週をこえる期間ごとに支払われる工資は算入しない。

4 物品等の製造等の委託を受けた後十四週に満たない家内労働者については、第一項の期間には、当該委託を受けた後の期間とする。

5 前四項の規定によつて算定し得ない場合の平均工資は、労働大臣の定めるところによる。

均工資は、労働大臣の定めるところによる。

(委託者の届出)

第五条 第二項第一号の委託者にならうとする者は、労働省令で定める事項を行政官庁に届け出なければならない。届け出た事項を変更したときも、同様とする。

(労働条件等の明示)

第六条 委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託する場合及び家内労働者の給付を受けた場合には、労働省令で定めるところにより、家内労働者の給付、工資及びその他の報酬(以下「工資等」という。)、最低工資額その他の事項を、家内労働者手帳に記入して、明示しなければならない。

2 労働基準法第十五条第二項の規定は、委託者が前項の規定により明示した労働条件が事実と相違する場合に準用する。

(家内労働者手帳)

第七条 労働大臣は、家内労働者に対し、労働省令で定めるところにより、無料で、家内労働者手帳を交付するものとする。

2 委託者は、家内労働者手帳を所持しない家内労働者に物品等の製造等を委託してはならない。

(委託関係の打ち切りの制限)

第八条 委託者は、家内労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後十四日間並びに六箇月をこえて引き続き物品等の製造等を委託されるに至つた家内労働者が第二十二条において準用する労働基準法第六十五条の規定によつて休業する期間及びその後十四日間は、その者との委託関係を打ち切つてはならない。ただし、委託者が第二十二条において準用する同法第八十一条の規定によつて打切補償を支払う場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合においては、この限りでない。

2 労働基準法第十九条第二項の規定は、前項ただし書後段の場合に準用する。

(委託関係の打ち切りの予告)

第九條 委託者は、六箇月をこえて引き続き物品等の製造等を委託されるに至つた家内労働者との委託関係を打ち切らうとする場合においては、少なくとも十四日前にその予告をしなければならない。十四日前に予告をしない委託者は、十四日分の平均工賃を支払わなければならない。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は家内労働者の責に帰すべき事由に基づいて委託関係を打ち切る場合においては、この限りでない。

2 労働基準法第二十条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(工賃等の支払)

第十條 工賃等は、十四日以内ごとに一回以上、家内労働者の給付の日に、家内労働者の給付と同時に支払われなければならない。ただし、臨時に支払われる工賃等、賞与その他十四日以内ごとに一回以上支払うことが不適当な工賃等で労働省令で定めるものについては、この限りでない。

2 家内労働者の給付のうち検査を要するもので委託者が行政官庁の許可を受けたものに対する前項の規定の適用については、同項中「家内労働者の給付の日」に、家内労働者の給付と同時に「とあるのは、「家内労働者の給付の日から当該許可において定められた期間内」とする。

3 委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託した場合には、家内労働者の給付に対し、労働省令で定めるところにより、工賃等を工賃及びその他の報酬に区別して支払わなければならない。

4 労働基準法第二十四条第一項の規定は、工賃等の支払の場合に準用する。

(休業手当)

第十一條 委託者は、政令で定めるところにより、その責に帰すべき事由により家内労働者を休業させる場合においては、休業期間中当該家内労働者に手当を支給しなければならない。

(最低工賃額)

第十二條 委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託しようとする場合には、あらかじめ、都道府県労働基準局長に対し、当該物品等の製造等についての最低工賃額を定めるべきことを申請しなければならない。

2 都道府県労働基準局長は、前項の申請があつた場合には、地方家内労働審議会の議を経て、すみやかに、当該最低工賃額を定めなければならない。

3 前項の最低工賃額は、当該物品等の一定単位について、最低賃金法(昭和四十三年法律第三号)第三条第一項及び第二項の規定により決定される基本たる賃金が時間によつて定められてゐる労働者の最低賃金額(当該委託者の事業場の所在場所及びその事業が同法第九条の規定により決定された最低賃金に係る地域及び産業に属するものであるときは、当該最低賃金において定める基本たる賃金が時間によつて定められてゐる労働者の最低賃金額)に、当該物品等の一定単位の製造等に要する標準所要時間を乗じて得た額とする。

4 前項の標準所要時間は、当該物品等の製造等と同一又は類似の物品等の製造等に従事した期間が比較的短い労働者が、当該同一又は類似の物品等の一定単位の製造等に要する平均時間を基準として定めなければならない。

5 第一項の規定は、委託しようとする物品等の製造等が、当該委託者が同項の規定によりすでにした申請に係る物品等の製造等と同一のものである場合には、適用しない。ただし、労働省令で定める特別の事由がある場合には、この限りでない。

6 前項本文の場合には、すでにした申請に係る物品等の製造等についての最低工賃額をもつて、当該委託しようとする物品等の製造等についての最低工賃額とする。

7 第一項の規定は、同項の申請に係る最低工賃額が定められる以前に、委託者が家内労働者に対し当該申請に係る物品等の製造等を委託することを妨げるものではない。

(工賃等の額)

第十三條 委託者が家内労働者に対して支払う工賃の額は、前条の規定により定められた最低工賃額に満たないものであつてはならない。

2 委託者が家内労働者に対して支払うその他の報酬の額は、当該家内労働者が物品等の製造等に要した経費を償うに足りる適正なものでなければならない。

(物品等の受渡し)

第十四條 委託者は、委託に係る物品等の受渡しを家内労働者の作業する場所において行なわなければならない。

(労働時間等)

第十五條 委託者は、家内労働者が一日八時間、一週六日をこえて従事することとなるような物品等の製造等を委託してはならない。

(危険有害業務の委託制限)

第十六條 委託者は、労働基準法第四十六条に規定する機械及び器具を使用する業務、同法第六十三条に規定する業務その他労働省令で定める危険有害業務に家内労働者がつくこととなるような物品等の製造等を委託してはならない。

(危害の防止)

第十七條 委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託する場合には、原材料等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 家内労働者は、危害防止のために必要な事項を遵守しなければならない。

3 委託者が第一項の規定によつて講ずべき措置の基準及び家内労働者が前項の規定によつて遵守すべき事項は、労働省令で定める。

(安全衛生教育)

第十八條 委託者は、家内労働者に対し、当該物品等の製造等に関し必要な安全及び衛生のための教育を施さなければならない。

(健康診断)

第十九條 一定の物品等の製造等に従事する家内労働者については、委託者は、労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師に健康診断をさせなければならない。

(監督上の行政措置)

第二十條 行政官庁は、原材料等が安全及び衛生に關し定められた基準に反する場合においては、委託者に対して、その全部又は一部の使用の停止、変更その他必要な事項を命ずることができる。

2 労働基準法第五十五条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(最低年齢)

第二十一條 委託者は、十五歳に満たない児童に対し物品等の製造等を委託してはならない。

(労働基準法の準用)

第二十二條 労働基準法第一条から第四条まで、第十三條、第十六條、第十七條、第十八條第一項、第二十三條、第二十五条、第五十九条、第六十五条第一項及び第二項並びに第八章(第八十七條を除く)の規定は家内労働者の労働条件について、同法第四十四条、第四十五条の二から第四十條まで及び第四十四条の規定は委託者又は家内労働者について、同法第四十二条の規定はこの法律及びこの法律に基づいて発する命令について、同法第四十五条の規定はこの法律の規定による工賃等、災害補償その他の請求権について準用する。この場合において、同法第二十三条第一項中「退職」とあるのは「家内労働者」との委託関係の終了」と、同法第六十五条第一項及び第二項中「一を就業させてはならない」とあるのは「一に対する物品等の製造等の委託を休止しなければならない」と、同法第四十四条及び第四十條中「労働基準監督官」とあるのは「家内労働監督官」と、同法第七十條から第九十條まで中「労働者名簿」とあるのは「家内労働者名簿」と、「賃金台帳」とあるのは「工賃台帳」と、同法第四十條中「第二十條、第二十六條、第二

十八条第一項若しくは第三十七条の規定に違反した使用者又は第三十九条第四項の規定による賃金を支払わなかつた」とあるのは「家内労働法（昭和四十三年法律第 号）第九条又は第三十一条の規定に違反した」と読み替えるものとす。

（家内労働審議会）

第二十三条 家内労働者に関する事項を審議させるため、労働省に中央家内労働審議会を、都道府県労働基準局に地方家内労働審議会を置く。

2 家内労働審議会の委員は、家内労働者を代表する者、委託者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官庁が各同数を任命する。ただし、家内労働者を代表する者及び委託者を代表する者は、関係者の推薦に基づいて任命する。

3 家内労働審議会は、必要があると認める場合には、第一項に規定する事項について行政官庁に建議することができる。

4 前三項に定めるもののほか、家内労働審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

（監督組織）

第二十四条 労働省労働基準局、労働省安全衛生局、都道府県労働基準局及び労働基準監督署に家内労働監督官を置く。

2 家内労働監督官の資格及び任免に関する事項は、政令で定める。

3 家内労働監督官を罷免するには、労働基準法第九十九条第四項に規定する労働基準監督官分限審議会の同意を必要とする。

第二十五条 労働省労働基準局長及び労働省安全衛生局長は労働大臣の、都道府県労働基準局長は労働省労働基準局長又は労働省安全衛生局長の、労働基準監督署長は都道府県労働基準局長の指揮監督を受けて、家内労働者の工資等、安全及び衛生その他の労働条件に係るこの法律の規定の施行に関する事項をつかさどる。

第二十六条 労働基準法第一百一条及び第一百二条の規定は家内労働監督官の権限について、同法第

百五条の規定は家内労働監督官の義務について準用する。

（家内労働者組合）

第二十七条 家内労働者は、工資等、安全及び衛生その他の労働条件等につき、委託者又はその団体と労働協約の締結等の交渉をするため、家内労働者組合を組織することができる。

2 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）

第一条第二項、第二条、第五条から第八条まで、第十条から第十二条まで及び第十四条から第十八条までの規定は、前項の家内労働者組合、委託者又は家内労働者に関する準用する。この場合において、これらの規定中「労働組合」とあるのは「家内労働者組合」と、「使用者」とあるのは「委託者」と、「労働者」とあるのは「家内労働者」と、同法第七条第一号中「を解雇し」とあるのは「との委託関係を打ち切り」と、「雇用条件」とあるのは「当該委託の条件」と、同法第二号中「雇用する」とあるのは「その物品等の製造等を委託する」と、同法第四号中「を解雇し」とあるのは「との委託関係を打ち切り」と、同法第十七条中「工場事業場に常時使用される」とあるのは「委託者から六箇月をこえて引き続き物品等の製造等を委託されるに至つた」と、「工場事業場に使用される」とあるのは「委託者から物品等の製造等を委託される」と読み替えるものとする。

（あつせん又は調停）

第二十八条 労働委員会は、家内労働関係の当事者間において、家内労働関係に関する主張が一致しない、そのために争議行為が発生し又は発生するおそれがある場合において、関係当事者の双方又は一方からあつせん又は調停の申請がなされたときは、すみやかに、あつせん又は調停を行なうものとする。

2 労働委員会は、前項の規定により調停を行なう場合においては、調停案を作成してこれを関係当事者に示しその受諾を勧告するとともに、その調停案を理由を附して公表することができる。

る。

3 第一項のあつせん又は調停に係る労働委員会の運営に關し必要な事項は、中央労働委員会規則で定める。

（省令への委任）

第二十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、労働省令で定める。

（罰則）

第三十条 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第八条、第九条、第十条第三項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十六条、第十七条第一項又は第二十一条の規定に違反した者
二 第二十条第一項の規定による命令に違反した者
三 第二十二條において準用する労働基準法第三條、第四條、第十六條、第十七條、第十八條第一項、第六十五條第一項若しくは第二項、第七十五條から第七十七條まで、第七十九條、第八十條又は第四百四條第二項の規定に違反した者
第三十一条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第五條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第六條第一項、第七條第二項、第十条第一項、第十一条、第十四條、第十七條第二項、第十八條又は第十九條の規定に違反した者
三 第十四條第四項において準用する労働基準法第二十四條第一項の規定、第二十二條において準用する同法第二十三條、第二十五條、第五十九條若しくは第六六條から第六九條までの規定又は第二十六條において準用する同法百五條の規定に違反した者
四 第二十條第二項において準用する労働基準法第五十五條第二項の規定による命令に違反した者
五 第二十二條において準用する労働基準法第一百條の規定による行政官庁又は家内労働監督官の要求のあつた場合において、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）
1 この法律は、最低賃金法の施行の日から施行する。ただし、第二十三條の規定及び附則第七項中家内労働審議会に係る労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の改正規定は、公布の日から施行する。

（労働基準法の一部改正）

2 労働基準法の一部を次のように改正する。
第百條の二第一項中「この法律」の下に「及び家内労働法（昭和四十三年法律第 号）」を加え、同條第三項中「この法律」の下に「及び家内労働法」を加える。

（最低賃金法の一部改正）

3 最低賃金法の一部を次のように改正する。
第十四條第一項中「使用者」の下に「（家内労働法（昭和四十三年法律第 号）に規定する委託者を含む。以下第五項において同じ。）」を、「労働者」の下に「（同法に規定する家内労働者を含む。）」を加え、同條第五項中「労働組合」の下に「（家内労働法に規定する家内労働者組合を含む。）」を加える。

（労働者災害補償保険法の一部改正）
4 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。
第一條中「労働者」の下に「及び家内労働者」を加える。

第三條第一項各号列記以外の部分中「又は」を「若しくは」に改め、「（以下「事業」という。）」の下に「又は家内労働法（昭和四十三年法律第 号）の適用を受ける委託者の事業」を加え、同項

第一号中「労働者」の下に「(家内労働者を含む。第四章の四を除き、以下同じ。)」を、「使用」の下に「(物品等の製造等を家内労働者に委託する場合を含む。第四章の四を除き、以下同じ。)」を加え、同項第二号中「使用労働者」の下に「(物品等の製造等を委託される家内労働者を含む。)」を加え、同条第二項中「受ける事業」の下に「又は家内労働法の適用を受ける委託者の事業」を加える。

第四号第二項中「使用者」の下に「(委託者を含む。以下同じ。)」を加える。

第十二条第二項中「第八十条」の下に「(これらの規定を家内労働法第二十二條において準用する場合を含む。)」を加える。

第十二条の二第一項中「平均賃金」の下に「(家内労働者については、家内労働法第四條に規定する平均工賃。以下次項において同じ。)」を加える。

第十四条第一項中「賃金を受けない日」の下に「(家内労働者については、療養のため労働することができない日)」を加え、同条第二項中「第三項」の下に「(これらの規定を家内労働法第二十二條において準用する場合を含む。)」を加える。

第十九条の三「労働基準法第十九条第一項」の下に「(家内労働者については、家内労働法第八條第一項)」を加え、「同法第八十一條」を「労働基準法第八十一條(家内労働法第二十二條において準用する場合を含む。)」に改める。

第二十一條第一項中「労働者の退職」の下に「(委託者との委託関係の終了を含む。)」を加える。

第二十五條第一項中「賃金総額」の下に「(工賃総額を含む。以下同じ。)」を加え、同条第二項中「賃金」の下に「(工賃を含む。第四章の四を除き、以下同じ。)」を加える。

第三十條の四「労働基準法の規定」の下に「(家内労働法において準用する場合を含む。)」を加える。

第三十四條の三第一項中「労働基準法第七十五條」の下に「(家内労働法第二十二條において準用する場合を含む。以下次項において同じ。)」を加える。

(労働組合法の一部改正)
5 労働組合法の一部を次のように改正する。
第十九條第一項中「使用者」の下に「(家内労働法昭和四十三年法律第 号に規定する委託者を含む。以下同じ。)」を、「労働者」の下に「(同法に規定する家内労働者を含む。以下同じ。)」を加え、同条第六項中「七人」を「八人に改め、同条第七項中「使用者団体」の下に「(委託者団体を含む。)」を、「労働組合」の下に「(家内労働法に規定する家内労働者組合を含む。以下同じ。)」を加え、同条第二十一項中「七人」を「八人に」、「十一人」を「十二人に」、「九人」を「十人に」、「五人」を「六人に」に改める。

第二十條中「第二十七條」の下に「(これらの規定を家内労働法第二十七條第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条に次の一項を加える。
2 労働委員会は、前項に規定するもののほか、家内労働法第二十八條の規定による事務を行なう権限を有する。

第二十四條中「第二十七條」の下に「(これらの規定を家内労働法第二十七條第二項において準用する場合を含む。)」を加える。
第二十五條第一項中「第十八條」の下に「(家内労働法第二十七條第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項中「第二十七條」の下に「(これらの規定を家内労働法第二十七條第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第二十七條第一項中「第七條」の下に「(家内労働法第二十七條第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第三十三條第一項中「第十二條」の下に「(家内労働法第二十七條第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

労働法第二十七條第二項において準用する場合を含む。)

を「含む。)」を加え、同条第二項中「第二十一條第二項」の下に「(家内労働法第二十七條第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

(労働関係調整法の一部改正)
6 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
第十七條中「第二十條」を「第二十條第一項」に改める。

(労働省設置法の一部改正)
7 労働省設置法の一部を次のように改正する。
第三條各号列記以外の部分中「労働者」の下に「(家内労働者を含む。第四條第二十四號、第三十二號の二、第三十二號の六、第三十四號、第三十五號、第三十七號、第三十八號及び第四十三號、第八條の二第三號並びに第十條第一項第三號を除き、以下同じ。)」を加え、同条第一号中「労働組合」の下に「(家内労働者組合を含む。以下第六條第一項第十二號並びに第七條第四號及び第八號において同じ。)」を加える。

第四條第二十號中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九號)」の下に「又は家内労働法(昭和四十三年法律第 号)」を加え、同条第二十五號中「使用者」を「使用者(委託者を含む。以下第二十九號において同じ。)」に改め、同条第二十九號中「労働基準法」の下に「又は家内労働法」を加え、同条第三十二號の八を第三十二號の九とし、第三十二號の三から第三十二號の七までを一號ずつ繰り下げ、第三十二號の二の次に次の一號を加える。
三十二の三 家内労働法に基づいて、最低工賃額を定めること。

第十六條第一項の表中

地方労働基準審議会	都道府県労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議すること。
地方家内労働審議会	都道府県労働基準局長の求めに應じ、家内労働者に関する事項を調査審議すること。

都道府県労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議すること。

都道府県労働基準局長の求めに應じ、家内労働者に関する事項を調査審議すること。

第六條第一項第十四號中「給与」の下に「(家内労働者の工賃を含む。)」を、同項第十五號中「労働者生計費」の下に「(家内労働者生計費を含む。以下第十五條第二項第四號において同じ。)」を、同項第十八號中「雇用」の下に「(家内労働者の生活及び工賃を含む。)」を加える。
第八條第一項第一号中「賃金」の下に「(家内労働者の工賃を含む。以下次項及び第十五條第二項第四號において同じ。)」を加え、同項第九號の次に次の一號を加える。
九の二 家内労働者の最低工賃額その他の労働条件の基準に関すること。

第八條第二項中「賃金に関するもの」の下に「(同項第九號の二に掲げる事務のうち家内労働者の最低工賃額に関するもの)」を加える。
第九條第一号中「婦人及び年少労働者」の下に「(婦人及び年少の家内労働者を含む。以下第四號において同じ。)」を加える。

第十三條第一項の表の労働基準監督官分限審議会の項中「労働基準監督官の罷免」を「労働基準監督官及び家内労働監督官の罷免」に改め、同表中「家内労働審議会」を「家内労働に関する重要事項を調査審議すること。」に改める。
第十五條第一項中「じん肺法(これに基づく命令を含む。)」の下に「(家内労働法(これに基づく命令を含む。))」を加える。

都道府県労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議すること。

都道府県労働基準局長の求めに應じ、家内労働者に関する事項を調査審議すること。

第十七条第一項中「じん肺法（これに基づく命令を含む。）」の下に「家内労働法（これに基づく命令を含む。）」を加える。

第二十条第二項中「及び労働関係調整法（これに基づく命令を含む。）」を「労働関係調整法（これに基づく命令を含む。）」及び「家内労働法（これに基づく命令を含む。）」に改める。

第二十二条の表の本省の項中「二五、〇九五」を「二五、五七七」に、同表の中央労働委員会の項中「八九人」を「九十九人」に、同表

の合計の項中「二五、五九二」を「二六、〇八四」に改める。

附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とする。

（所得税法の一部改正）

8 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部の次のように改正する。

別表第一第一号の表中中学校法人の項の次の次のように加える。

家内労働者組合（法人であるものに限る。）

家内労働法（昭和四十三年法律第 号）

（法人税法の一部改正）

9 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中中学校法人の項の次の次のように加える。

家内労働者組合（法人であるものに限る。）

家内労働法（昭和四十三年法律第 号）

（地方税法の一部改正）

10 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第三号中「労働組合」の下に「法人たる家内労働者組合」を加える。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約三億七千万円の見込みである。

第三号中正誤

改正
六 誤
人口に
人口の正